

平成22年決算審査特別委員会会議録（第3日目）

平成22年11月12日（金曜日）

午前10時00分開議

午後 3時07分閉議

本日の会議事件

開議宣告

会議録署名委員の指名

総括質問

- 認定第 1号 平成21年度士別市一般会計歳入歳出決算認定について  
認定第 2号 平成21年度士別市診療施設特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第 3号 平成21年度士別市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第 4号 平成21年度士別市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第 5号 平成21年度士別市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第 6号 平成21年度士別市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第 7号 平成21年度士別市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第 8号 平成21年度士別市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第 9号 平成21年度士別市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第10号 平成21年度士別市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第11号 平成21年度士別市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第12号 平成21年度士別市工業用水道事業特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第13号 平成21年度士別市水道事業会計決算認定について  
認定第14号 平成21年度士別市病院事業会計決算認定について

閉議宣告

出席委員（20名）

委員	遠山昭二君	委員	十河剛志君
委員	松ヶ平哲幸君	委員	渡辺英次君
委員	丹正臣君	委員	粥川章君
副委員長	出合孝司君	委員	伊藤隆雄君
委員	谷口隆徳君	委員	国忠崇史君
委員	小池浩美君	委員	山田道行君
委員	井上久嗣君	委員長	岡崎治夫君
委員	田宮正秋君	委員	神田壽昭君

委員 菅原 清一郎 君  
委員 岡田 久俊 君

委員 斉藤 昇 君  
委員 山居 忠彰 君

事務局出席者

議会事務局長 藤田 功 君

議会事務局  
総務課主査 東川 晃宏 君

議会事務局  
総務課主事 岡村 慎哉 君

議会事務局  
総務課長 小ヶ島 清一 君

議会事務局  
総務課主任主事 御代田 知香 君

(午前10時00分開議)

委員長(岡崎治夫君) ただいまの出席委員は全員であります。

これより本日の委員会を開きます。

委員長(岡崎治夫君) 本日の会議録署名委員は第1日目に指名のとおりであります。

委員長(岡崎治夫君) それでは、これより11日に引き続き総括質問を行います。菅原委員。

委員(菅原清一郎君) おはようございます。

通告に従いまして、総括質問をさせていただきます。

大きく3点をさせていただくところでありますが、最初に、冬期除排雪対策について3点ほどの質問になります。

市内の冬期の除雪作業については、土別・朝日両環境維持協同組合が受託をされ、市内の除雪作業をその作業基準に従って作業を進めているところでありますが、この機会に、それぞれの作業基準等々の内容について伺いするものでございます。市のほうからは、除雪対策作業要綱という形でそれぞれの契約に盛り込んでおられるわけですが、その内容について確認をさせていただきたいと思うのでございます。

初めに、出勤する時間、あるいはまたその作業に対する出勤する基準はどういうふうになっているかということですが、積雪量の問題が10センチとか15センチとかという要綱が以前にあったわけですが、この機会に一応確認の意味も含めてさせていただくのでありますが、積雪量あるいはまた稼働の出勤時間、いつからスタートするのかということ、それから出勤する場合にどういう指図系統で連絡がされているのかということ、それからまた複数の乗車の機械があるわけですが、そういうものに対する規定がどういうふうになっているか、そういう管理基準について最初にお伺いするものであります。

委員長(岡崎治夫君) 吉川施設維持センター主幹。

施設維持センター主幹(吉川秀春君) 御質問にお答えします。

除雪の基準でございますが、降雪量が10センチメートル以上のとき、また今後の降雪により積雪が10センチメートルを超えることが予想される場合、風や風雪による吹きだまりがある場合が除雪の出る基準でございます。

稼働時間でございますが、午前4時から午前8時をめぐり、通勤通学に支障のないよう除雪を行っています。

出勤体系でございますけれども、午前3時に観測員が観測所に行き、午前4時までに各事業者へ連絡し除雪を行っています。ここまでが朝日地区、土別地区の合併時からの出勤時間の同じところでございます。専用車等の複数乗車人数につきましては、土別地区、朝日地区、除雪の機械によって違いがあります。

以上でございます。

委員長（岡崎治夫君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 10センチ以上ということですが、合併したときには15センチだったかなというふうに思うわけでありまして、自分の企業についても、こういう組合に加入させていただいて作業をしているので、おおむね了解できるわけでありまして、作業の時間についてなんですが、4時から8時までということでありまして。しかしながら、市内のほうを見てみますと、1日じゅう走っている路線もありますし、それは吹きだまり等々が発生してなっていることだろうと思いますが、基本的には、じゃ、4時から8時の間の作業ということにとらまえて結構なんですわね。

それであるならば、先ほど主幹からお話のあったように、3時に観測して4時までに報告するということではありますが、おおむねその作業するドライバーの方も降雪量によってその下準備はされているわけでありまして、できるだけ早い時間にやはりそういう連絡体系がとれないと、機械が非常に大きい機械ということでアイドリングが必要な機械でありますので、今4時までに報告をしているんだということではありますが、できる限りその辺の連絡体系を早目の時間にしてほしいなというふうに思っております。

それから、専用車の関係であります、朝日地区には1台、それから土別のほうには何台あるかわかりませんが、2人乗車の複数の乗車の機械、車両が何台ありますか。

委員長（岡崎治夫君） 吉川主幹。

施設維持センター主幹（吉川秀春君） 複数の乗車の台数でございますが、土別地区、ロータリー車4台、ロータリー専用車6台、朝日地区でございますが、トラック2台、ロータリー車が1台でございます。

委員長（岡崎治夫君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 今、ロータリー車4台、そしてまたその後にロータリー車6台とおっしゃいましたが、ドーザーの間違いですか。どうですか。

委員長（岡崎治夫君） 吉川主幹。

施設維持センター主幹（吉川秀春君） 申しわけありません。ロータリー4台は市の保有の台数でありまして、6台につきましては業者所有の台数でございます。

委員長（岡崎治夫君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） それじゃ、除雪ドーザーについては、複数のドライバーの、あるいは補助員の複数の乗車している事例はないということにとらまえていいですか。

委員長（岡崎治夫君） 吉川主幹。

施設維持センター主幹（吉川秀春君） そのとおりでございます。

委員長（岡崎治夫君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） なぜ複数の問題をお聞きするかと申しますと、その複数のドライバーの配置をされているそれぞれの車と専用車があるわけでありましてけれども、この場合の委託基準のカウンタは、どうも私が積算している状況を聞きますと、非常に基準単価が安いのではない

かなというふうに思いますし、それから4時から出勤する場合に、例えばそれぞれ時間が稼働時間によって違うわけでありましたが、除雪にかかわる部分の人件費の分については、4時から作業して8時まで作業して、じゃ、その後もう仕事しないわけですね。そうすると基本的には1日作業が、例えば1時間やっても4時間やっても8時間やっても1日作業なんですよ。企業側は1時間で本人に払うわけじゃなくて、1回幾らでの契約、ほとんどの場合です。すると常用のドライバーでありますから、そういう小さな機械じゃないので、特別な機械でありますし特殊な機械であるので、どうしても1日雇用あるいはまた月給制でやっている場合に、どうしてもそういうギャップが出てくるんだということが、作業している企業のほうからの声が伝わってくるわけでありますので、それぞれ除雪基準に基づいて積算されているんでしょうけれども、その辺の見直しを含めて御検討できないのかなと思っているわけでありますが、その辺の積算の根拠、機械の稼働じゃなくて人件費に係る部分の積算の根拠、お知らせいただきたいと思います。

委員長（岡崎治夫君） 土岐建設水道部長。

建設水道部長（土岐浩二君） 積算の根拠につきましては、今、委員お話しの朝4時から8時まで出ても1日働いても、職員の賃金としては1日分を支払っているというような状況があるようなお話でございましたけれども、我々の積算基準といたしましては、やはり稼働時間で積算をする必要がございますので、もちろん早出をした部分につきましては、それぞれ早朝割り増し等の措置はそれぞれで行っているというふうに把握をしていますし、今後も基本的には現在の人件費の算定については、今後いろいろな動きの中で見直すことはございますけれども、4時間で1日分を算定するというようなことには現在ではならないのかなというふうに思っているところでございます。

以上です。

委員長（岡崎治夫君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） そちらの言い分はそうであるんでありますけれども、やはりそういうドライバーを確保する上においては、どうしても月給制にならざるを得ないということになってきて、そのギャップが非常に大きいと。仕事のないときに、じゃ、ほかの作業をさせていただいているようにいろいろしているわけですが、そういう状況でもおぼつかないような単価設計なのかなというふうに思うので、何かの機会にということであるので、ぜひこの機会に、その辺の積算基準の見直しとまでは言いませんけれども、皆さんで御検討いただければありがたいなと思うわけであります。

次に、その除雪にかかわる成果品の契約上どういうふうな形で契約をしているのか、そしてまた管理、パトロールの関係であります。どういうふうな管理基準、それからまた1日パトロールの積雪に関するパトロールの関係で、どういう形で何時間程度やられているのか、そしてまたいろいろな苦情が舞い込んでいると思うのであります。その苦情は管理業務を受託している業者が受けて、それを市のほうに報告していると思っておりますが、件数とは言いませんけれ

ども、主にどういうものがある、最終的にどなたがこれに対して決裁をされているのか、この機会にお聞かせください。

委員長（岡崎治夫君） 吉川主幹。

施設維持センター主幹（吉川秀春君） 最初の成果品についてでございますけれども、成果品の提出書類については同じでございますが、契約については土別地区は請負契約、朝日地区は単価委託計画ということで、多少異なりがあると思われま。

2番目のパトロール管理基準でございますが、土別地区は、除雪対策作業要領の路線管理作業要領で、朝日地区は、業務処理要領の巡回業務及び作業安全管理の（5）の要領に基づいてパトロールを行っているところでございます。パトロールの時間帯でございますけれども、気象条件によってかなり違ってくるとは思いますけれども、1日4時間で試算はしていると思われま。

続きまして、苦情処理の関係でございますが、苦情処理を受けた場合は、現地に行き処理をし、内容等を記載して書類を作成しています。この苦情処理方法の仕方は、土別、朝日地区とも同じでございます。苦情の関係でございますけれども、主に多いのは、家の前に雪を置いていくといいますが、雪はねの関係で除雪機が落とすといふとか、そういった苦情が一番多いと思われま。

以上です。

委員長（岡崎治夫君） 土岐部長。

建設水道部長（土岐浩二君） 苦情処理等の決裁の関係でございますけれども、事務専決規程の部分の建設業務の範囲の中で維持関係の管理に関する部分については課長職でいいと、その重要な部分については部長職までというようなことでございますので、事故等の大きなものについては私のところまで参りますけれども、通常の積雪に伴う除雪のふぐあいだとか、そういった点の苦情の細かい点については、基本的に維持センター所長のほうで処理をしております。

以上です。

委員長（岡崎治夫君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 土別地区と朝日地区、それぞれ旧市町の時代からの契約がそのまま移行されているようであります。土別が請負、朝日が単価委託ということでありますが、条件的な内容についてはほとんどその基準等々は同じだというふうにあります。要するに10センチになったのが合併してからですね。朝日町地域は15センチだったんですけれども、その辺の整理は、出勤の作業要綱なるものは朝日町地域のやつはすごく分厚いんですけれども、土別市を見ると大体5枚ぐらいの要綱になっていますけれども、内容についてはほとんど網羅されてはいるんですけれども、この10センチになったというのは、いつの時点から土別のほうはなっているのでしょうか。

委員長（岡崎治夫君） 土岐部長。

建設水道部長（土岐浩二君） 出勤の基準の関係につきましては、合併の事前の事務事業の調整

の段階で、それぞれ合併協議の中で話し合いを行ってきたところでございますが、それ以前は、委員おっしゃるとおり、朝日地区と土別の出勤の基準が食い違いがございました。やはりすべてそのままそれぞれでいくのは問題があるということで、せめて出勤の部分については調整をいたそうということで、ただいま申し上げました10センチで統一をして、時間についても同一の基準でとり行っているところでございますが、委託の問題あるいは工事の関係については、なかなか合併調整の中では即座に同一の方式にはならなかったということがございまして、現在まで過去の経緯を引き継いで行っているところでございます。したがって、平成17年の冬ですね、そのときからはこのような状態で統一して行っております。

それから、お渡ししている要領の関係につきましては、何かすべてではないということで、例えば様式ですとか、そういうものは省いてございまして、もう少し枚数は、市のほうも業者の方にお伝えしている中身はボリューム的にはもう少しございます。

以上です。

委員長（岡崎治夫君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） それから、作業上の事故報告と対応について、これについてもこの機会にお聞かせください。21年度にどれぐらいの作業上の事故があったか、そしてまた委託業者へのその場合の事後指導はどういうふうにされているのか、お聞かせください。

委員長（岡崎治夫君） 吉川主幹。

施設維持センター主幹（吉川秀春君） 事故件数でございますが、平成21年度の事故件数は、土別地区5件、朝日地区1件でございます。事故原因につきましては、後方確認不足が3件、交差点での出会い頭が1件、車が急に飛び出したということで1件でございます。これは土別地区でございます。朝日地区の事故につきましては、後方確認不足が1件というふうになっております。

以上です。

委員長（岡崎治夫君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 次に、交差点の排雪にかかわる問題になります。

土別市は、21年は交通事故死ゼロという大変な偉業を成し遂げたんでありますが、今年度においては9月以降4件の死亡事故が発生しているということで、大変痛まれる思いでございます。そういう中で、またこの冬の季節がやってきて、交差点にそれぞれ堆雪、置き場として交差点が利用され、歩道部がそういう形で利用されると、運搬する費用がかさむということで大変だと思うのでありますが、非常にこういう痛ましい事故が発生している時期でもあるので、何とかして交差点の雪を排雪をしながら安全確保に結びつけてほしいものだと思うのでありますが、そのことについてどういう考えで今年やられるのかお聞かせください。

委員長（岡崎治夫君） 吉川主幹。

施設維持センター主幹（吉川秀春君） 除雪するときに交差点に雪を積まないように除雪をしていますが、交差点の見通しが悪くなった場合は、交差点の雪を削り、除雪車で交差点付近以外

の路側帯まで運び、雪を積み上げております。また、除雪を年3回から4回行って排雪をしております。

委員長（岡崎治夫君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 基準はわかるんでありますけれども、非常に危険な交差点があるわけでありまして、特に幹線道路についてはその危険箇所、下り坂とか、あるいはまたカーブのような見通しの悪いところが特にまた気になるわけでありまして、それぞれ市のいろいろな団体にそういう啓蒙活動をしなから、モラルと申しますか、排雪した後にすぐまたその場所に個人の雪を持ってきて積み上げているような状況もあるわけでありまして、パトロールの方に十分にその辺を安全につなげるためにパトロールを重視しながら、何とか交差点でできる場所から、ぜひ見通しの確保をしていただくために今年度からでもやってほしいと思うのであります。今、吉川主幹のお話ですと年3回という交差点の、交差点と申しますか、歩道の排雪をしているようでありまして、特に私からは交差点の除排雪をスムーズに、そしてまた常に車の安全、歩道の歩行者の安全を保つためにやってほしいと思うのですが、今冬からもでき得るかどうかこの機会にお聞かせいただきたいと思っております。

委員長（岡崎治夫君） 土岐部長。

建設水道部長（土岐浩二君） 今、主幹のほうから申し上げましたとおり、通常時は、削った雪を積み上げられる堆雪場所までロータリーなどで積み上げたり除雪をすることによって、交差点の安全確保をしているところでございますが、置く場所もなくなって昨年といたしますか、昨シーズンのように大変な大雪になりますと間に合わないということもありまして、排雪を行っているところでございます。排雪についても1日では終わらないということで、次々と危険度の高いところから、パトロールの状況を見まして実施をしているところでございます。今年度におきまして、パトロールを強化するとともに、安全確保に向けて危険の度合いの高いところから取り組んでいきたいというふうに思いますけれども、回数を増加できるかどうかにつきましては、雪の降り方等もございまして、きちっと状況を見きわめた上で安全確保に努めてまいりたいと、このように思います。

以上です。

委員長（岡崎治夫君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） ぜひ努めてほしいわけでありまして、せっかくでありますから、幹線の歩道をした場合に、現在、土別では流雪口とか融雪口ありますが、その延長上、例えば土別滝ノ上線とか、あるいはまた駅前通りとか、そういう大きな道路だけでも例えば歩道の除雪をした場合に、どれぐらいの予算が積算されるのでしょうか。

委員長（岡崎治夫君） 吉川主幹。

施設維持センター主幹（吉川秀春君） 市立病院から5条通りまでの間の除排雪の費用を一応計算してまいりました。21年度単価で1キロメートルを計算しますと86万6,000円となります。歩道左右の延長は1,385メートルでございまして、排雪1回の費用は119万9,000円と、市立病



院から5条通りまでの費用となります。

以上でございます。

委員長（岡崎治夫君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 1,385メートルで119万円の排雪費用ということで、非常に大きなお金がかかるんだなと今さらのように思うわけですが、ぜひ危険箇所だけでも排雪をしながら、交通事故がこれ以上起きないように、冬の対策として十分講じていただきたいというふうに思います。

次の質問をさせていただきます。各例規集の電子化についてということで質問させていただきます。

本市の各例規集についてであります。例規集の配本先と予算、そしてまた現在の管理状況はどういうふうになられているのかお聞かせください。

委員長（岡崎治夫君） 浅利総務課主幹。

総務課主幹（浅利知充君） お答えいたします。

例規集の配本数でございますが、現在53部ございまして、その配付先につきましては特別職が4部、部長職で12部、議会関係で23部、そのほか各課に8部、その他情報公開コーナー、予備の分が6部となっております。21年度の予算額は419万円となっております。

次に、管理につきましては、例規配付先での各部署で管理をしております。新たに制定しました条例や改正分の加除について年4回行っております。それから、これら例規のデータの更新につきましては業者委託となっているものでございます。

以上です。

委員長（岡崎治夫君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 配本が53部ということで、本市にしては非常に少ない。もっともっとすごく大きな数が、全課長ぐらいまで配本されているかと思いましたが、部長職までだと、そしてまた主に議員の数だけということでありますので、そちらのほうに410万円ちょっとかかっているということですね。

そこで、例規集の今回に至るまで、どの時点でこういうふうな配本体制になったのか、最近の状況も含めて予算規模の一番大きな時期はどれぐらいあったのかお聞かせください。

委員長（岡崎治夫君） 浅利主幹。

総務課主幹（浅利知充君） 予算規模でございますが、予算規模の最も多かった時期につきましては、合併前になりますが、平成16年当時でございます。旧土別市で400部、旧朝日町で50部ありまして、主任主事ぐらいにまでは配付されておりました。かかった経費につきましては、旧土別市で525万円、旧朝日町で341万円、合わせまして450部の約866万円となっております。その後、合併後なんです。グループウェアで閲覧できることもありまして整理縮小しました結果、平成18年には100部で444万円となりまして、現在は、議会、各部、それから情報公開コーナーなど必要最小限にとどめておりますので、先ほど申し上げました53部で419万円となっ

ております。また、仮に紙ベースの例規をなくした場合なんですけど、いずれにしてもデータ管理等で約379万円の経費がかかるものと試算してございます。

以上でございます。

委員長（岡崎治夫君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） そうすると、完全に電子化した場合のメリット、デメリットというのは、さほど生まれないんだということに相なりますが、ホームページ上でこれを掲載していますが、この利用度はいかなものでしょうか。

委員長（岡崎治夫君） 浅利主幹。

総務課主幹（浅利知充君） ホームページの利用度でございますが、本年10月までの直近1年間で見ますと、1年間のアクセス件数につきましては3,671件でございます、平均しますと1カ月当たり306件となっております。

以上です。

委員長（岡崎治夫君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） これは、例規集のアクセス数なんですか。

委員長（岡崎治夫君） 浅利主幹。

総務課主幹（浅利知充君） あくまでも例規集にアクセスされた数字でございます。

委員長（岡崎治夫君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 年間に419万円ということでございます。議員の皆さんも、皆さんがそれぞれパソコンを使うわけではないでしょうが、でき得るだけこの部分も節約していきたい部分ではあるんですけども、その効果が余り出ないんだということでございますが、データ更新とか例規集の配本、加除が4回ということでありまして、もう、じゃ、これは少なくとも、これぐらいの金額は最低かかるということで認識してよろしいですか。

委員長（岡崎治夫君） 浅利主幹。

総務課主幹（浅利知充君） 仮にゼロなり少なくしても、それぐらいの経費はかかると考えられます。

委員長（岡崎治夫君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） わかりました。

議員のすべてがまだ紙に頼っている部分もあるわけでありまして、今後もまた少ない数になるように努力していただければと思います。

次に、合併特例区事業について質問させていただきます。

合併特例区は、来年の3月30日で終了と相なります。そこで特例区協議会では、それぞれの事業の調整を今、事務方としているようでありまして、過日の合併協議会でその方針、調整方針が資料として提出されておるわけでありまして、その中で平成21年度の事業をかんがみたときに、その内容をお聞かせいただきたいと思っております。きのうの自主企画事業等々あるいは山村センターの不用額の問題でありますけど、十河委員がおっしゃっていましたので、この部分に

については割愛させていただきます。

きょうは、今後のこの事業積算についてどのようにされていくのかなという思いであります。その資料内容、調整方針を見ますと、ほとんどの事業が存続という形になってございます。その中で特に体育まつりの開催等々については再編するんだと。それから一番問題視、私が問題視しているのは、現在、団地内の除雪が市の補助をいただいて2分の1の補助をいただいて、それぞれ朝日の4団地の中で除雪がされているわけでありまして、この部分について意見が非常に地域の団地内の意見もそれぞれ違っておりまして、あけぼの団地並びにつつじ団地においてはこの事業が廃止、そしてまた再編してやるんだと、そしてまた補助金がなくても出資しながらやるんだという調整方針が出ていますが、この確認を先にさせてください。

委員長（岡崎治夫君） 加藤地域振興課主幹。

地域振興課主幹（加藤浩美君） それでは、私のほうから、合併特例区事業に係ります今後の予算化あるいは事業の展開について若干御説明させていただきたいと思っております。

朝日町合併特例区は、平成23年3月30日をもちまして設置年限の5年を経過することから、合併特例区は解散となります。朝日町合併特例区で実施している事業につきましては、次年度におきまして市の予算の中に組み込まれることとなり、各担当部署で積算し予算化される流れとなります。

なお、先ほど委員おっしゃられましたとおり、10月22日に開催されました朝日町合併特例区協議会において、朝日町合併特例区解散後の事務処理につきまして意見がまとめられたところでございまして、この意見に沿うべく調整が図られることとなります。また、合併特例区事業につきましては、各種団体の補助事業もございまして。そういった中で、関係団体との協議を十分進める中で対応してまいりたいというふうを考えております。合併特例区事業として特例区協議会のほうから御意見をいただいております15の事業について御意見をいただいているところでございまして、ほとんどのものは先ほど言いましたとおり存続というような形になっておりますが、状況が変わるものとしたしましては、先ほど委員おっしゃられました団地内の通路除雪事業、それから朝日体育まつりの開催事業、これが再編というような形になってございまして。それから植樹祭の開催につきましては、市で行っております事業の中に統合していくというような意見が出されているところでございます。

私から以上です。

委員長（岡崎治夫君） 壺井経済建設課主幹。

経済建設課主幹（壺井 務君） 合併特例区事業終了後の団地内の通路の除雪事業についてのお尋ねでございます。これについてお答えしたいと思います。

本事業については、今、加藤主幹のほうから御説明あったように、合併時の事業調整の中で、小規模団地では事業実施していないため団地間に格差があり、入居者間の負担にも差があるなどの課題があることから、急激なサービスの低下また入居者の混乱を避けるため、特例区期間は継続し、その間に新たな形での存続、廃止も含めた再編策を検討することになっていたとこ

るであります。このため平成20年7月に団地内の組合長会議を開催し、合併事務調整の課題を提起する中で組合、行政双方で新たな再編策を協議検討するとともに、同年10月には入居者への説明会を開催し、平成21年11月に再度組合長会議を開催し、2つの団地においては補助制度が廃止された場合においても現行の組合を存続し、全額自己負担において実施する旨の回答をいただいております。

一方、空き団地の多い2つの団地がございますが、ここについては組合員数が少ないこともあり、1戸当たりの組合費負担が重いとの状況から補助事業存続の要望がございましたが、空き家部分の除雪については、緊急避難時または救急時の経路確保等を考慮し、公営住宅内通路確保対策として市が直接実施するという旨を説明し、去る10月開催された組合の総会において、現行より負担は増すものの除雪組合を存続し、自己負担により事業を継続する旨の組合の意思を確認したところであります。このような経過から、団地内通路除雪補助事業は廃止されますが、公営住宅空き家対策として市が除雪事業を実施することにより、入居者が個別に除雪することなく団地全体での除雪対応が継続されますことから、団地内の安全な通路確保と高齢者の住みよい環境が維持されるものと考えております。

委員長（岡崎治夫君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） あけぼの団地、一二三団地については、この事業には単独でこれからはそれぞれの個人が出資して、補助を受けないでやるんだということで決定したということによるんですね。

それならば、その後に、あともう2団地があるわけでありましたが、一番大きい面積を擁している三望台団地あるいはもみじ団地の行方がこれから決まるということではありますが、この両団地もその空き家対策云々のことは別として、この事業の補助は受けないで今後やられるということで認識してよろしいですか。

委員長（岡崎治夫君） 川越朝日総合支所長。

朝日総合支所長（川越一男君） 空き家部分については市が直接除雪を行うということで、それ以外、居住住宅部分の除雪につきましては個人負担で行われるということになります。

委員長（岡崎治夫君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） それでは、朝日地区町内にある団地の空き家が出ている、多い三望台としてもみじ団地については、空き家の部分は市で払うんだと、補助するんだということではありますが、今後、町内のそれぞれのほかの団地にもそういう空き家が生じた場合に、どの程度までそれが支払われるのでしょうか。例えば何割とかという基準が何かなければ、1戸あいても2戸あいても、じゃ、その分を負担するのかということになりますが、その確認だけさせていただきます。

委員長（岡崎治夫君） 川越支所長。

朝日総合支所長（川越一男君） 今考えておりますのは、三望台団地それからもみじ団地、それから今まで除雪組合を設立して除雪を対応してきておりました一二三団地、あけぼの団地、こ

の4団地についての空き家対策というふうに考えているところでございます。

委員長（岡崎治夫君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 今日までこういう形で町内の4団地がそれぞれ補助をいただきながら除雪をしてきたということであり、今回特例区が終了するに伴って、これが再編または廃止という形に調整がされておるわけでございますが、その団地にかかわらず、町内すべての状況がこれからそういうふうになってきて、高齢化が増えてひとりの老人世帯が多くなってきている状況にある中でありますので、それぞれの団地すべてにこういう事業が当てはめられたらよろしいかなと思うわけであります。

そこで、またいろいろな公平感の問題からくと、本市にある公営住宅についても市営住宅についてもこういうものが取り上げられるのではないのかなと思うわけでありますが、この空き家対策についての除雪の負担に対する制度と申しますか、どういう制度を持ち込んでこれからどういう名のもとにこれはやられるのでしょうか。そしてまた本市のほうの市営住宅については、どういう計らいで今までどおりということになるのでしょうかけれども、公平感を打ち出す意味からどうなんだということで、今回こういう制度が生まれているように思うんですが、その辺のこちらのほうの団地、本市のほうの団地についての考え方もこの機会にお聞かせください。

委員長（岡崎治夫君） 小山内建設水道部次長。

建設水道部次長（小山内弘司君） お答えいたします。

土別地区におきましては、今お話の議論の中にありました三望台団地のような大きな空き部屋というのはございません。ただ、数戸空き部分は当然ありますので、今までも空き部分についての通路、これについては積雪の程度によりますけれども、その通路の除排雪とそれから空き部分の屋根の雪おろし等については市のほうで行ってまいりましたので、引き続きそのような対応をしてみたいと思っております。

以上でございます。

委員長（岡崎治夫君） 城守副市長。

副市長（城守正廣君） 若干補足をさせていただきたいと思っておりますけれども、委員御質問のように、これまで朝日地区におきまして大きな団地4地区において除雪組合をつくりまして10年程度共同で除雪した経緯がございます。これまでも福祉対策というようなことが一つにはあったわけで、旧朝日町の時代から除雪組合に対して助成をしてきた経過がございます。

ただ、やはりこの旧朝日町でやってきた中身につきましても、先ほど御説明申し上げましたように、組合をつくらないで個人で除雪をしているというような状況もございますし、それから個人個人におきましては従前からずっと自己負担の中で除雪というようなことがございまして、そういったことのバランスの均衡の関係から、その組合をつくっている除雪に対して補助をしていくという部分が、その均衡が欠けているんじゃないかというようなこともございまして、今回いろいろと除雪組合との話し合いの中で協議をしてきた部分がございます。

そんな中で、今御説明申し上げましたように、4団地それぞれ自主的な形の中で自分たちでやっていくというような方向が決定をされました。ただ、空き団地の多い三望台団地、もみじ団地につきましては、従前どおりやりますと個々の負担が多くなってしまおうというような状況の中から、当面その空き家対策の部分の中で、今、小山内次長のほうから申し上げましたように、市においてもその空き家の部分については一定程度除雪をしているというような関係もございまして、団地内の通路についてもその部分について市で経費を持つことによって、団地内の通路の安全確保が図れるというような形の中で、組合と協議をしてきた部分でございます。

そんな中で、団地内の空き家をこれからどうしていくかというような部分もございまして、管理のしやすい方法としては、1棟の中に1戸しか住んでいないというようなところもございまして、そういった方の住みかえが必要なのかどうかということも、住んでいる方との協議もしていきたいと思っていますし、一定程度集中できるところは集中するというような形の中で、それぞれの団地組合が持つ経費も縮減されればというようなことで、今後そこあたりも協議をしながら進めていきたいと思っております。

そんなことで、基本的にはその団体内の除雪組合に対して直接の補助というようなものは、今回なくなっていくという形なものですから、他の団地内におきまして共同でやることによって、自分たちが個々にやっているよりも経費が小さく済むというような形になれば、今後それぞれの団体が組合を組織して、一定程度業者さんに一括発注するというような形の中で進められていくものというふうに考えておりますけれども、基本的には除雪組合に対しては直接の補助がなくなるというような形の中で今後進めていくというようなことで考えておりますので、いろいろとこれから高齢者が増えていくというような状況の中では、これは福祉対策の中で除雪サービスというものも確立されておりますので、それらとの兼ね合い等も含めながら、またいろいろとそれぞれの団地の皆さんと協議してというような部分があるかと思っております。

委員長（岡崎治夫君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） そこでそれぞれの団地が今年度でもって、新年度からはそういう新しい取り組みになるんだということでありまして。そこで現在それぞれの除雪組合に各個人が負担している金額は1万円前後だというふうに伺っておるわけでありまして、このことによって倍額近くになる状況に相なるわけでありまして、できるだけそういう制度を、制度と申しますか、そういう新しい考え方でやるのであれば、負担の急激な変化がないようお願いしたいものだなというふうに思うわけでありまして。

そして、最後に、合併特例区事業のそれぞれの調整方針の内容について確認をさせていただくわけでありまして、それぞれその資料によりまして、存続そして再編、再編または廃止あるいは統合という形になってございます。統合するのは、朝日体育まつりだけですか。それで問題は、こういう形で存続となっている部分があるわけでありましてけれども、これは事業の存続はそういうことで決められたんでしょうけれども、予算的には大きな変化はここには生じてくるわけでしょうか。非常に言葉では存続と相なっておりますが、それぞれ昨年度も七千数百万

円、合併特例区事業として予算措置をされておるわけでありますが、それぞれの事業の調整方針がされて存続云々ということになってございますが、存続の部分について予算のほうは存続されるのでしょうか。

委員長（岡崎治夫君） 川村地域振興課長。

地域振興課長（川村慶輔君） お答えします。

先ほど特例区事業の関係で加藤主幹のほうから御答弁申し上げておりますけれども、これらの事業につきましては、新年度におきましては市の予算の中に組み込まれ、各担当部署で積算、予算化されるという御説明をさせていただきました。この事業の推進に当たりましては、当然住民のお声をお聞きし、または各団体との協議の中で調整するということとなりますので、時代背景の中でいろいろ状況も変わるということもありますので、事業内容等の変更もあり得るというふうに考えておりますので、そういった意見をお聞きしながら事業の予算の積算をするということになりますので、現行予算がそのまま継続されるというふうには考えておりません。以上です。

委員長（岡崎治夫君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） それぞれの事業が合併時において、その事業が極端に衰退することなくということで特例区事業に盛り込まれた事業でありますので、この事業が朝日町の骨格をなすものだと私も思っておりますし、しかしながら、5年という特例区期間が今年度で終了ということに相なりますので、新年度からは新しい課の中で新しい部署でこの事業が引き継がれ存続すると、事業は存続はされるということでありますが、どうかその予算が伴う事業ばかりでありますので、大きな変化がないようにこの機会にお願い申し上げ、朝日町地域の地域振興のためにもどうぞ事業の継続、そしてまた予算の計上をお願いし、私の総括質問を終わらせていただきます。

委員長（岡崎治夫君） 8番 国忠崇史委員。

委員（国忠崇史君） 総括質問を行います。

質問に入る前に、きのうの斉藤昇委員の総括質問の中で私が名指された件に関し、若干申し述べさせていただきます。

私がかかわっているこぶたの家保育園及び運営法人は、1法人1施設でありながら、所轄官庁に合わせ、いわば二重の決算を行っていたことはこれは事実であります。また、近年、複数年にわたりNPO法人の社員をしっかりと募集せず、したがって社員総会についても怠っていたのもこれまた事実でございます。こういった過程は、ひとえに代表者たる私の責めに帰することです。この春、NPO法人の監督官庁である北海道の指導もあり、社員を募集し直し、6月に代表者を私からほかの人物に交代し、法人としての実体を回復させている途上です。

斉藤委員におかれましては、1974年の土別共同乳児保育所こぶたの家開設準備段階から御貢献いただき、2001年には保育園運営資金の捻出のため開催した現代国際巨匠絵画展というイベ

ントの実行委員長をお引き受けいただき、100万円単位の収益を上げるなど多大な助力をいただき、それだけでなく長年にわたり監事の任を務めていただきました。この場をお借りして厚く感謝申し上げる次第でございます。

では、総括質問に入ります。

通告に従って行っていきますが、まず、第1のテーマが雇用問題、労働問題についてであります。

2008年9月のいわゆるリーマンショックを引き金とした世界同時不況から日本国内における雇用の不安定化と東京日比谷公園における年越し派遣村に至る流れは、昨年の本委員会における私の総括質問において触れました。昨年を振り返ってみますと、世界的な景気も持ち直すのではないかという期待もありましたけれども、ギリシャを見てのごとく、ユーロは堅調だと見られておりました。しかし、そのユーロ圏であるギリシャにおいても経済危機が起き、世界経済は不安定の度を増しております。そんな中で比較的安定した通貨と見られる円が買われているため円高基調が続き、輸出産業等には大きな打撃が与えられております。

また、北海道経済は長い間の低空飛行から脱することができません。なかんずく道北の労働情勢は相変わらず芳しくないものであります。士別市において、その労働情勢が具体的にどうなっているか、去年とはまた別の視点で質問します。

まずお聞きしたいのが、士別市として労働相談員6名を置いて士別市労働相談所を設置しておるわけです。この利用状況からお答え願いたいと思います。

委員長（岡崎治夫君） 竹内商工労働観光課主幹。

商工労働観光課主幹（竹内雅彦君） お答えいたします。

過去3年間の労働相談の利用件数について申し上げます。平成19年度が1件、20年度が2件、21年度が2件でございます。

以上でございます。

委員長（岡崎治夫君） 国忠委員。

委員（国忠崇史君） 相談員6名に対して1件、2件という相談件数ということで、非常に件数としては少ないんですけども、やはり窓口があるということ自体がとても必要なわけですね。今、サラ金なんかの過払いについて法務事務所、弁護士事務所のコマーシャルなんかもよくやられていますけれども、やっぱりその窓口がしっかりあって、そこから行政とか法律上の手続につなげていくと、そういうことが雇用の安定にもつながるわけですが、では、その相談の内容なんですか、ひょっとしたら同僚とのいわゆる人間関係だとかの悩みとか愚痴だとか、そういうものもあると思いますが、逆にとても深刻な紛争につながりかねないものまであるんじゃないかと思いますが、件数が少ないから個人情報などにもかかわるかもしれないので、差し支えない範囲でお答えください。

委員長（岡崎治夫君） 竹内主幹。

商工労働観光課主幹（竹内雅彦君） お答え申し上げます。



詳しい内容はお答えできませんが、勤め先の閉鎖等による離職に関する相談や失業による求職及び生計維持、さらに職場における人間関係のトラブルなどがございます。

以上でございます。

委員長（岡崎治夫君） 国忠委員。

委員（国忠崇史君） やはり相談内容としてはかなり深刻だと思いますね。念のために聞くんですが、北海道地方労働委員会、地労委ですね、地労委では個別的労使紛争というのをあっせんを行っているんですが、この労働相談所の相談から発展して個別的労使紛争になったと、そこに認定されて地労委のあっせんにまで達したとかいう例はあるのかないのか、一応念のためお答えください。

委員長（岡崎治夫君） 竹内主幹。

商工労働観光課主幹（竹内雅彦君） お答えいたします。

労使紛争につきましては、該当する例はございませんでした。

以上でございます。

委員長（岡崎治夫君） 国忠委員。

委員（国忠崇史君） 結局大きな紛争になるようなものはなかったということなんですが、やはりまだまだいろいろ労働上のトラブルというのは眠っているんだろうなというふうには思う次第であります。やっぱりそういったトラブルに遭遇したときに窓口があるのかないのか、実はこれはとても大きいんですね。最近NHKスペシャルでフリーター漂流というのがあって、社会との接点すらないまま複数の工場を転々として、まさに一部品として働くその非正規雇用の若者、そういった人が増えている。それから、最近よく聞く無縁社会という言葉があります。これは、今、土別で調査しているひとり暮らしのお年寄りだけじゃなくて、若者も無縁社会の谷間に落ちていくという例が非常に多くなっています。

実は先週、私は、東京に出かけてフリーター労組という個人加盟型労働組合の方とって話を聞いてきました。その話によると、非正規雇用の若者だとか派遣切りとかに遭って、大都会でネットカフェ難民などに落ちてしまっている、そういう若者の中の出身地を調べてみると、やっぱり九州、沖縄、東北、北海道、随分そういった地方の出身者が割合を占めていると言われました。そういった若者にどう社会との接点を見つけていくか、そういった若者にまた労働法の光を当てていくというのには、やはり適切な窓口が必要なんではないかを感じるんです。

土別の労働の窓口といったらハローワークなんですが、ハローワークに入っただけで右側に道外求人募集というのがあります。道外求人コーナーですね。これがあります。それで、その道外求人に関して聞いてみたいんですが、出稼ぎ手帳というもの、出稼ぎ手帳の定義ですね、出稼ぎ手帳の性格と、ここ数年の交付の数を教えていただきたいと思います。

委員長（岡崎治夫君） 竹内主幹。

商工労働観光課主幹（竹内雅彦君） お答えいたします。

まず、出稼ぎ手帳の定義でございますけれども、出稼ぎ労働者の援護措置のために発行して

いるものでございまして、出稼ぎ先での身分証明証ということになります。住所や家族の確認、就労の記録などを記載いたします。就労の際の労働条件の確認ですとか、健康診断の記録等に使います。事故や賃金トラブルが起きた場合、大切な証明となるものでございます。それで、1カ月以上1年未満で出稼ぎする方が対象となります。出稼ぎ労働者手帳の有効期限は3年間となっております、有効期限が過ぎた場合は書きかえが必要となります。証明の有効期限は1年間でございます、毎年の証明が必要となっております。

それから過去3年間の交付数を申し上げます。平成19年度が15件、20年度が17件、21年度が5件となっております。

以上でございます。

委員長（岡崎治夫君） 国忠委員。

委員（国忠崇史君） 出稼ぎ手帳、昨年度の場合はもう5件ということで、件数としてはそんなに多くない。しかも聞きますと、やはり常連といいますか、毎年特定の現場から来てくださいと言われ、もう前の年のうちに来てくださいと言われて今年も来たよという形で、かなり顔の見える範囲で働いているという方が多いとも聞きます。

実は、私、もう12年前になるんですけども、自動車工場で期間工というのを1年間やっていた時期があります。周りの働いている同僚を見てみると、やっぱり階級ではないんですが、出稼ぎ手帳を持って働きに来ている人というのは、ちゃんと年1度の健康診断も受けられるし、その季節工、期間工の中では恵まれているんですね。今は最も底辺にいる外国人労働者ですね、日系ブラジル人、日系ペルー人、そういった方々は外国人専門の請負会社から送り込まれている。さらに、その人たちの一つ上と言ったらあれですけども、次の方々がいわゆるフルキャストだとかグッドウィルとかという業務請負会社ですね、ラインごとある工程をその会社が引き受けて、その契約社員として働いていると。だから自動車工場、私の場合スバルでしたけれども、そのスバルの富士重工の直雇いじゃなくて、そういったフルキャスト、グッドウィルという会社が雇っている。しかもそのフルキャスト、グッドウィルも契約社員だから、うちが直接雇っているわけではないんだよというような、ちょっと複雑な雇用なんですね。更にその上に、一般の派遣会社から派遣されているという人というのがいたと。だから、そういったいろいろな雇用形態の人が自動車工場の一つの工場の中に混在していたわけです。

底辺の人は、あすはどこに行くかもわからなくなっているわけですけども、やっぱりそういう人たちは、今、旧来型のこの出稼ぎ手帳がカバーできない雇用の人たちなんじゃないかと思うんですね。

1つお聞きしたいのは、土別市出身の若者で、こういった出稼ぎ手帳を取らずに、土別に現住所を置きながら都会の労働現場を転々としているというもし例を把握してありましたら、御紹介ください。

委員長（岡崎治夫君） 石川経済部次長。

経済部次長（石川 敏君） お答えいたします。

委員おっしゃるとおり、出稼ぎ労働者手帳のようなものがございます。ただ、本市との何らかのつながりの中から、そういった方の情報も把握できることもあろうかと思いますが、ハローワークにお尋ねしても、そういった情報はないということですし、士別市以外で働きに出る方でも、いわゆる出稼ぎの台帳に登録をされないで、知友人ですとかあるいは縁者を頼って出るといったことの例も数多くあるようであります。ただ、委員が今心配されていたような状況というのは間違いなくあると思いますので、他市町村でこういった実態を把握している例があるかどうか調べてみたいと思います。

以上です。

委員長（岡崎治夫君） 国忠委員。

委員（国忠崇史君） こういった全く出身地とも切れてしまう例というのは、先ほどのフリーター労組なども非常に心を痛めていました。今、皆さん携帯電話を持っているから、とりあえず携帯電話さえつながれば生きていることは確認はできるけれども、どんな状況でどこに住んでいるのか、そういう状況が把握できないという、かえってそういう難点があると思います。

今、次長のほうから話あったとおり、やはり地元の自治体として何らかのつながりを与えてもいいんじゃないかと、旧来の出稼ぎ手帳にかわって何か、例えば都会の特定に医療機関で健康診断だけは受けられるよと、無料もしくは低額で受けられるよと、あるいは士別市と連絡のとれる都会の例えば法律家や労働相談窓口をあらかじめ紹介しておく、それから私の知っている例では、成人式に、高校を卒業して成人式に2年後に帰ってきますけれども、そのときに帰ってこない人についてちょっと調べてみると、ひょっとして都会で漂流して困っているんじゃないかという調査をしている自治体もありました。そこら辺、何か手段をとってみたいなきたいなと思いますが、その点いかがでしょうか。

委員長（岡崎治夫君） 石川次長。

経済部次長（石川 敏君） お答えいたします。

先ほどもお答えしたんですけれども、そうした方の実態の把握が困難な状況にあるということでもありますので、そういった中で委員提案の健康診断を受けられる特定の機関を他市に設定することですとか、地元と連絡をとることを特定の法律家、弁護士さんになろうかと思いますが、依頼することというのは、市外のどちらにどの程度の方たちがいるかという状況がわからない中で、それを設定することは大変難しいのだと思います。現段階で考えるに、具体的な方策という部分でいけば、見出せないとか見当たらないんですけれども、商工労働観光課にもいわゆる労働相談窓口というところがありますので、まずそういったところに御相談いただく、そういった窓口があるんですよということを市外に働きに行く若い方たちに知っていただくということは、まず一つ取り組めることかなと。委員のお話にもありましたとおり、成人式などの若者が集まる場所で、ある一定のパンフレットをつくってそれを配布するということも考えられるかなと思います。

いずれにしても、まず当相談窓口のほうに直接でも電話でも相談いただければ、まずはそこ

のところから具体的に市民の相談に応じてまいりたいと考えております。

以上です。

委員長（岡崎治夫君） 国忠委員。

委員（国忠崇史君） 非正規雇用について長くなりましたが、次、共済事業と福祉資金融資についてお伺いします。

昨年度の財団法人土別中小企業勤労者福祉協会が行った共済事業の利用状況についてお伺いしておきます。よろしくをお願いします。

委員長（岡崎治夫君） 竹内主幹。

商工労働観光課主幹（竹内雅彦君） お答えいたします。

平成21年度の土別中小企業勤労者福祉協会の共済事業につきましては、弔意関係の給付が33件で180万円、それから疾病傷病関係の給付が7件で31万円、慶事、お祝い事ですけれども、そういう関係が150件ありまして215万円、退職関係の給付が126件で534万1,000円、永年褒賞が114件で228万円、住宅災害についてはございませんでした。合計430件で1,188万1,000円となっております。

以上でございます。

委員長（岡崎治夫君） 国忠委員。

委員（国忠崇史君） 続いて、土別市勤労者等福祉資金融資制度による各資金の利用についてお伺いいたします。

委員長（岡崎治夫君） 竹内主幹。

商工労働観光課主幹（竹内雅彦君） お答えいたします。

土別市勤労者等福祉資金融資制度の各資金の利用状況でございますが、市では、勤労者の生活安定と福祉の向上、また住環境の整備、季節労働者の冬季の生活安定を図るため一定の条件のもと融資制度を設けておりますが、平成21年度の利用状況につきましては、生活資金が1件で50万円、教育資金が1件で90万円、住宅資金についてはございませんでした。季節労働者資金が1件で20万円でございます。

以上となっております。

委員長（岡崎治夫君） 国忠委員。

委員（国忠崇史君） こういう制度は非常に大事なものだと思うし、これからもどんどん活用していきたいと思うんですが、やはり指摘せざるを得ないのは、正社員であることを暗黙に前提にしている、非正規労働者にとってはなかなかその敷居があると言わざるを得ないんじゃないかと思うんです。勤福共については6カ月未満の雇用契約の者は加入できないけれども、パートタイマー一般は加入できるとなっております。やはり今問題が大きくなっているのは非正規雇用の問題なんであって、福祉資金についても何とか非正規雇用、臨時職員、パートの方などにも適用を広げていくということはどうなのかというふうには思うんですが、御見解のほどをお伺いします。

委員長（岡崎治夫君） 石川次長。

経済部次長（石川 敏君） お答えいたします。

福祉資金の制度につきましては、その要件の中に非正規雇用ですとか臨時職員、パートという部分での制限は加えていないところでありまして、共通しているのは、市内の同一事業所に1年以上勤務するということが条件になっております。この制度、資金の融資ということですので、必ず御返済をいただかなければいけないという状況になっています。無理に借り入れをされたために返済に困窮すると、かえって借りた方が困るような状況というのはやはり避けなければならないんだろうなと思いますので、ある一定の要件を設定することは必要なことだと考えております。

ただ、この制度、今後も継続してまいりますので、他市町村のこういった制度の有無ですとか、どのような条件を設定しているかなどを調査いたしたいと思います。また、勤労者福祉協会にかかわっては、こういった要望があるということを相談してみたいと思います。

以上です。

委員長（岡崎治夫君） 国忠委員。

委員（国忠崇史君） 同一事業所に1年以上勤務する方は適用できるということで、年々更新みたいな労働契約の方にもぜひ適用するようにお願いします。

それで、労働問題の最後に1つ言いたいことがあります。ハローワークに先ほど言いました本州方面の求人というのがあるんですけども、赴任旅費を支給するところというのは結構多いんですね。赴任旅費だけ支給して、すぐやめられると困るということもあるのか、赴任旅費の支給は6カ月後というような感じですね。それで、赴任後について、やはり赴任後に本人の帰省までケアする手当てを設けている例は余り多くないんです。たまたま私がもらったチラシでは、勤務歴1年以上たったら帰郷旅費支給というふうに書いてありました。ただし、この求人は6カ月ごとの更新なんで、勤務歴1年以上で果たして1年以上まで更新できるのかどうかという問題があるんですが、とにかく1年以上働いたら帰郷旅費は出ると、一応字面上は書いてあります。

やはり都会で漂流してしまったり、先ほど言った無縁社会の谷間に落ちてしまう前に、帰省旅費というのを会社に求めていたり、あるいはもしくは現物支給、航空券の現物支給という手もあるかもしれないですけども、市の制度として設けていく、そういうのがぎりぎりのセーフティーネットになるんじゃないかと私は思う次第なんですけれども、この点ぜひ御検討いただきたくと思いますが、いかがでしょうか。

委員長（岡崎治夫君） 石川次長。

経済部次長（石川 敏君） お答えいたします。

かつて景気のいい時代に、自動車産業ですとか期間工の方を募集する際には、そういった往復の旅費まで見るということの例もあったようにはお聞きしておりますけれども、ただ、現在の経済の状況でいけば、やはり往復の旅費を支給すると、一定の条件を加えたりしている会社

もあるということですが、帰郷の手当てを出している会社は少ないのだろうと推察するところであります。

しかしながら、こういった手当では会社側が用意をされるものでありますので、市行政側からそういった会社に手当の支給を要請することは困難な面があるかと思えます。また、先ほどもお答えしましたけれども、士別出身でそういった方の状況が把握できていないという現段階では、市がそういったことを制度化するというのもなかなか困難な面があるかなと思えます。

しかしながら、統計なんかを読みますと、非正規雇用の労働者の方たちの人口というのは、平成元年には817万人いたと言われていまして、それが平成21年には904万人も増加して、現在1,720万人ほどいるのではないかという報告もございます。国忠委員が心配される、こういった非正規雇用を取り巻く諸問題につきましては、単に一自治体では解決できるものではございません。こういった具体的な施策の提案もいただいておりますけれども、まず他市町村あるいはハローワークなどと情報交換を行いながら、実態を把握するにはどのような方法があるのか、じゃ、その後にはどんな手法がとれるのか探ってまいりたいと思っております。

以上です。

委員長（岡崎治夫君） 国忠委員。

委員（国忠崇史君） ありがとうございます。

そこで、4番目に新卒者や若者の就職支援と自立支援というふうに挙げていますけれども、これは民主党政権のいわゆる事業仕分けで、若者自立塾については基本的に廃止するというように大なたが振るわれまして、非常に今、流動的な状況になっています。したがって、もうちょっと事態を見きわめてから取り上げたいと思っておりますので、今回は割愛します。

それでは、次のテーマです。地上デジタルテレビ放送への対応についてお伺いします。

決算にかかわる主要施策の成果報告書には、難視聴対策事業の一環として辺地の難視聴調査委託費用144万2,000円が記されています。ここで挙げられている温根別の北線、それから朝日北一線、登和里、南朝日三栄地区というそれぞれについて、アナログ時代は、今アナログ時代でもあるんですけれども、どういう難視聴対策をとっていたのか。それからまたデジタル化した今、地上デジタル化した場合に懸念される地形上、地理上の条件などについて、それぞれまずお聞かせください。

委員長（岡崎治夫君） 清水総務部参事。

総務部参事（清水 修君） お答えします。

本市のテレビ放送は、名寄中継局と和寒中継局から放送電波を受信しています。ですけれども、その放送電波というのは弱い状況となっております。特に山間部の地域では、テレビ放送の電波を受信することが困難な状況であるということです。

そこで、アナログの難視聴対策についてでありますけれども、既存のアナログ放送を受信するため共聴アンテナを設置し、そこからケーブルを引いて各家庭でテレビを視聴していると、

このような施設につきましては、北一線地区テレビ放送共同受信施設組合ですとか、岩尾内地区テレビ放送共同受信施設組合、南朝日三栄地区テレビ放送共同受信施設組合、温根別町6区テレビ共同受信施設組合の4施設があります。

そこで、デジタル放送に移行した場合がありますけれども、アナログ電波に比べましてデジタル電波というのは障害に強いと言われていることから、平成21年に辺地の難視聴調査を実施しましたが、山間部などの地理的条件では難視聴は解消されず、アナログと同様の地域は難視聴となったところであります。このため、朝日町の共聴施設はアナログ難視聴と同様な構成で整備を図っており、北一線地区、登和里岩尾内地区は年内の供用の開始の予定、南朝日三栄地区は年度内に開始の予定となっております。事業費としては国の補助事業の活用ですとか、加入者の一部負担金が生じることになります。

次に、温根別町については、町全体が新たに難視聴となり、今年の12月10日の開局を目指して温根別デジタル中継局を整備し、温根別地区にデジタル放送の送信をする予定であります。温根別6区共聴組合については、中継局が開局された後、受信状況を調査し対策を講じる予定となっております。

以上です。

委員長（岡崎治夫君） 国忠委員。

委員（国忠崇史君） 私は6月の第2回定例会で地デジの問題と、あとラジオの問題も話したんですが、土別というのは全般的に電波が余り強く入感しないと、やはり名寄と和寒の間で、名寄と和寒から電波が来て、ちょっとした山でも受信の障害になっているという問題があると思いますので、市内全域、正直言って難視聴までいかないんですけども、電波が余り強くないという認識を持っています。

昨年度、公共施設に置かれているテレビについてはデジタル化がかなり進んだと伺っています。そのテレビの購入台数が380台、これはなかなか半端なものではないですね。この380台について補助金とか経済対策など、やっぱり活用するものは最大限に活用したと思われるんですが、その辺についての説明をお願いしたいのと、やはり大量購入したので、そのテレビの単価というのはどのぐらいに下がったのかと。それから廃棄された238台のアナログテレビの行き先というのは、ひょっとしたら発展途上国だとかで再利用されているのかどうかということです。学校に置かれているテレビのデジタル化も含めて、この際お聞きします。

委員長（岡崎治夫君） 清水参事。

総務部参事（清水 修君） お答えします。

公共施設のデジタルテレビの設置でありますけれども、この事業に関しましては、公共施設と学校にデジタルテレビを設置したものでありまして、その施設数及び台数につきましては、公共施設88施設に205台、学校は小学校、中学校、東高校、全18校に対して175台、合計106施設、380台を購入したものであります。事業費でありますけれども、全体の事業費の合計は6,425万1,000円、その財源の内訳でありますけれども、学校デジタル化に関する補助金としま

して2,274万2,000円、経済危機対策交付金として2,430万9,000円、地方債が1,540万円、一般財源が180万円でありますけれども、交付税措置がある地方債でありますので、市の実質負担は544万円となっております。

次に、テレビの購入に当たりましては指名競争入札を行っており、テレビ購入費を購入台数で割った平均は1台当たり約13万4,000円となっております。この金額でありますけれども、大量に購入したことでとか、入札によって購入したこと、このときの落札率は予定価格に対しまして85～95%となっておりますことから、市販よりは下がっているのではないかと考えております。

次に、廃棄されたテレビでありますけれども、家電リサイクル法に基づき適正に処理されたものであります。その内容といたしましては、指定取引場所において再商品化を行い、原料分別を行っております。このために発展途上国へテレビ自体が再利用されることはないというふうに考えております。

以上です。

委員長（岡崎治夫君） 国忠委員。

委員（国忠崇史君） テレビの単価等を抑えていく努力、今後とも必要かと思えます。

そして、この地デジ化すると、デジタル化するということが国策なんですけれども、どうも完全地デジ化、もう半年、8カ月前にして何かちぐはぐな気がします。やはりこういったことには公共施設のテレビだとか、そういったことには中継局だとか予算はつくけれども、至れり尽くせり何でもお金がつくということでもない。やはり庶民感覚からしたら、自分の家にデジタル対応テレビを買っただけでも十分な投資なんですけれども、この上にビル陰になったからアンテナも買えとか、もしくはそのアンテナを買う以前にビル陰になる場合は、自力でビルのオーナーと交渉せよという話は、ちょっとひどいなというふうに思っているわけです。新聞なんかは購読料を自分で払いますから、情報入手がただだと、そこまでは思わないわけですが、しかし、この地デジ化によってもうかるのはやっぱりテレビメーカーとか関連業者、それから一部の放送局だけなんじゃないかというふうに疑念を持っています。

そこで、やはり今言いましたビル陰問題などを仲介したり、いろいろとその相談に応じる、先ほど労働問題でも言った窓口ですね、そういったデジサポ道北というのがあるんですけども、私が見た限りでは、何日か生涯学習情報センターいぶきの2階に出向いてきて、旭川から出向いてきて相談に来るのを待っていると。やはり本当はそうじゃなくて、国策なんだから、ビル陰問題を抱えている地域をできれば1軒1軒訪問すべきだと思うんです。正直、国策にしても、そこまでのやる気がない。だから市としても、デジサポ道北とかその上の官庁である総務省に働きかけて、民間ビル陰問題がやっぱり土別でもあって未解決であるよという事実、その事実をまず伝えていくべきだと思うんですが、この点いかがでしょうか。

委員長（岡崎治夫君） 清水参事。

総務部参事（清水 修君） お答えします。



市の施設の影響で難視聴対策を講じている施設というのは、市立病院など6施設あります。この施設の影響でデジタル放送が難視聴となる区域を確定するために、平成21年に建物による難視聴調査を実施いたしました。その結果、難視聴区域については、今までどおり共聴アンテナとケーブルを用いてデジタル放送を視聴することになります。ですけれども、難視聴が解消され、個別アンテナでデジタル放送を視聴できる世帯に対しましては、アンテナの現物給付を行ったところであります。このことは、難視聴になりケーブルで視聴することになったときに、アンテナを撤去したのか保管しているのか、それぞれ状況は異なっているということでありませぬ。このことから、市の対応としまして、市の責任を考慮いたしまして難視聴を解消された世帯に対し、アンテナの現物給付を行ったところであります。

民間としての難視聴対策については、国の方針として施設の影響による受信障害対策については、原則このデジタルで視聴することができる共聴施設利用者は、自己負担で地デジの視聴環境を整える必要があると示されております。地上デジタルに係る総合窓口としてデジサポ道北のお話もありましたが、地デジに関する相談については、デジサポ道北に当事者から直接相談していただきたいということでお聞きしております。

市としてのデジタル化に向けた課題等については、今後とも市民の方に不安のないよう対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

委員長（岡崎治夫君） 国忠委員。

委員（国忠崇史君） この地デジですが、土別の場合は実は旧松本組ですね、今、さんあいさんですね のビル陰による難視聴問題と、それからトヨタのメゾン土別にかかわる難視聴問題というのがいまだに解決していないと。それで、あけぼの自治会、創成自治会参加の方々が独自に今解決に向けて努力しているということをおし伝えて、私の総括質問を終わります。

委員長（岡崎治夫君） これにて総括質問を終結いたします。

ここで昼食を含め午後1時30分まで休憩いたします。

（午前11時35分休憩）

（午後1時30分再開）

委員長（岡崎治夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

決算審査を続行いたします。

これより各会計の内容審査に入ります。

この際、内容審査の方法についてお諮りいたします。一般会計については、歳入を一括審査し、次に歳出を款ごとに審査することとし、特別会計及び企業会計については、各会計ごとに歳入歳出を一括して審査する方法にいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（岡崎治夫君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

それでは、認定第1号 平成21年度土別市一般会計歳入歳出決算認定について審査願います。  
初めに、歳入から審査いたします。

第1款市税から第21款市債まで、一括して御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（岡崎治夫君） 御質疑がないようですので、以上で歳入の審査を終わります。

次に、歳出の審査に入ります。

第1款議会費について御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（岡崎治夫君） 御質疑がないようですので、次に移ります。

第2款総務費について御質疑ございませんか。菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 総務費で1点質問させていただきます。

先ほどの総括質問でも国忠委員のほうからデジタル化についての質問があったわけですが、この際、地デジの当初の予算額が9,455万1,000円に対しての決算が8,191万円、執行率が86.6%ということではありますが、この実施内容と地デジ化達成状況と今後の難視聴対策についてお伺いします。

委員長（岡崎治夫君） 清水総務部参事。

総務部参事（清水 修君） お答えします。

地デジの当初予算9,455万1,000円ですけれども、これは上土別デジタル中継局建設工事を行ったものでありまして、その決算といたしまして契約金額として8,190万円ということで、完成年月日は平成21年11月30日に完成しております。あと地デジの進捗状況でありますけれども、21年に上土別中継局を建設いたしまして、あとは22年に温根別デジタル中継局の建設、これは先ほどもお話ししましたけれども、今年度12月10日開局予定ということになっております。

あと、辺地共聴といたしまして、北一線地区、登和里岩尾内地区の工事を発注しております。これにつきましては、本年完成予定となっております。また、辺地共聴といたしまして南朝日三栄地区、これにつきましては今年度完成予定で今進めているところであります。建物共聴につきましては、6施設、市立病院ほか6施設を今工事をやっております。これについては12月に完成予定ということで今進めているところであります。

そのほかに、今現在といたしまして、このように難視聴対策を行ったんですけれども、また新たに難視聴として認められたといえますか、難視聴となったところがあります。これは上土別の大和ですとか朝日町三望台団地付近、あと朝日町の茂志利地区、温根別町の北温地区、市内西土別、これが新たに難視聴と指定されまして、これにつきましては国のホワイトリストというものに載せまして、それぞれ各家にパラボラアンテナを国が設置しまして、東京のデジタルテレビを受信するというので今対応をしております。このホワイトリストはあくまでも5年間の期間でありまして、この5年間のうちに難視聴の対策をそれぞれするというので、今、

国とどのような対策がいいのかということで進めているところであります。

以上です。

委員長（岡崎治夫君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 21年度に上土別、そしてまた今年度が温根別ということで、それぞれ中継局が建設されて供用が間もなくされる予定であります。いまだかつて難視聴地帯があるということは、それぞれの辺地でもあるわけであります。温根別については、これから電波が12月に開局予定ということでありますが、この後、先ほどおっしゃっていましたホワイトリストなるものにこの地域も入ってくる可能性があると思うんでありますが、そういう対応はどうされていくのか。そしてまた、そのホワイトリストなるそれぞれの今回パラボラアンテナを国から無料で支給される世帯数はいかほどになるか、この機会にお知らせください。

委員長（岡崎治夫君） 清水参事。

総務部参事（清水 修君） ホワイトリストでありますけれども、世帯数といたしましては上土別町大和地区5世帯、朝日町三望台団地付近が92世帯、朝日町茂志利地区が9世帯、市内の西土別に1世帯、あと温根別につきましては、今、中継局の整備でこれからの調査になりますけれども、13世帯が難視聴になるのではないかなということで、そのリストに載せることになっております。

以上です。

委員長（岡崎治夫君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） ホワイトリストということで、それぞれ結構な数字になります。そのほかに市街地の中、あるいはまた今おっしゃっていました開局されます温根別地区については、これからもそういう調査が十分にされるとは思いますが、今後出てきたもの対しても、そのホワイトリストなるものが適用になるんでしょうか。

委員長（岡崎治夫君） 清水参事。

総務部参事（清水 修君） 今後これからも難視聴と新たに指定された場合には、ホワイトリストに載せて、今後対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

委員長（岡崎治夫君） そのほか総務費について御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（岡崎治夫君） 御質疑がないようですので、次に移ります。

第3款民生費について御質疑ございませんか。斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） 午前中の国忠委員の総括質問の中で、こぶたの家保育園に対する不適切な運営でありますとかそういったものについて、それは私の責に帰すべきだと、そう答弁があったんだけど、市に迷惑をおかけして申しわけないと、こういう陳謝はあったのかどうか。

委員長（岡崎治夫君） 織田保健福祉部長。

保健福祉部長（織田 勝君） 昨日の斉藤委員のこぶたの家の運営の御質問にかかわって、今、

こぶたの家の国忠議員のほうからその件で市に対して陳謝があったかということでありませけれども、今回の質問にかかわっているいろいろこれまでこぶたの家の国忠議員から内容についてお話を伺ってまいりました。そういう中で、このたびのこぶたの家の総会あるいは理事会を行ってなく、また補助申請あるいは実績等の収支、予算、決算額等においてNPOのほうと額が違っていた、そういった書類の不備等があって市にも大変御迷惑をかけたということはお話があったところでありまして、今後そうした総会、理事会、監査報告、こういったことの実施、それから補助申請、実績報告等の適正な事務手続はもちろんでありますけれども、保育事業の適切な運営に一生懸命当たっていくというようなことを申されておりましたことを御報告申し上げます。

委員長（岡崎治夫君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） 次に、福祉の関係でございますので、コスモス苑の関係でお伺いしたいんですけども、コスモス苑の職員が、臨時でありますとかパートでありますとか働いている人たちにいろいろな嫌がらせ、だからあそこにはもう勤めていられないと、こう言ってやめていく、こんなようなケースが私の耳に入っているんですけども、実際にこういうことが行われていて、それらに対する職場でのミーティングをどうやられているのか、私は、臨時であろうとパートであろうと、やはりコスモス苑だけではないけれども、桜丘荘もそうだし、そういう市の施設に働く人たちはみんな一緒になってその施設を運営し、そして入所している方や市民のためによくなる施設としていく、そういうことが求められているのに、職場の中で職員が自分の好き嫌いによってそういう嫌がらせをやるなんていうことは、断じてあってはならない。だから、私は、そういう管理職がそういう職場を預かったり、あるいは職場の管理職が職員とともに真剣にミーティングをしていい施設をつくっていく、そういうことが最近足りなくなっているのではないかと、こう思わざるを得ないんですけども、いかがでしょうか。

委員長（岡崎治夫君） 織田部長。

保健福祉部長（織田 勝君） 今、コスモス苑の職員の関係で嫌がらせ等があって退職をしたと、これについて改善をしていかなければいかんではないかということでもあります。このコスモス苑の介護職員等については、特に臨時の新規職員等を採用した場合、特に新人に関しましては少しでも早くその業務を覚えてもらわなければならないというようなことから、介助業務等の技術指導等を行うんでありますけれども、こうした場合、経験豊富な職員がマンツーマン方式で当たるわけでありませけれども、こういったときに、ちょっと業務が多忙であったりしたときに、指導の際にちょっと大きな声が出たりあるいは言葉が荒くなったりというようなことの話は私も確認もいたしておりまして、今回、施設の増床に伴いまして、特に新人の職員の採用も、これは新人の職員だけのことではないんですけれども、こうした円滑な受け入れの関係もあるわけですので、特に職場、チームワークを整えて職場環境をよくしていくということについては、私も、職場環境、コスモス苑の職場会議あるいは介護職、看護職のスタッフ会議が行われておりますので、そういうところに出向いて指導をしてきたことはございます。

今後でありますけれども、今、斉藤委員の御指摘のお話については、非常にこれは重要なことだというふうに受けとめさせていただいております。今申し上げましたけれども、この70床に増加を、転用ですね、増加をした中でこれは本当に介護を要する高齢者の方々の円滑な受け入れと、それからサービスの提供に、今、委員のお話があったようなことがあるならば、非常にその影響が心配されますので、早急な指示、指導を職員に行ってまいりたいというふうに思っておりますし、あるいはその職場環境の改善策について、職員の意識改革といったことなども含めて十分協議いたしまして、職員も臨時職員も非常勤職員もみんなが一体となって働きやすいという、そういう職場にしていくことが非常に重要だというふうに思っておりますので、この対応に一生懸命当たってまいりたいと考えております。

委員長（岡崎治夫君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） 指定管理者の関係で1件伺いたいんですけども、それは社会福祉協議会が指定管理者をしている北町の総合福祉センター、ここで今年の2月から今年の6月まで、特定の職員とわかるようないわば動き、何をしているかということがつづさに印刷されて、これが事務局長に提出をされた。そして、それとわかる職員はノイローゼぎみになって、結局は職場を去っていかなければならないという事態が起こった。そして、職員の中にまでこれらの文書が出回って、私のところにも来ている。そして、織田部長にも提出を私はしましたけれども、このことについて、こういういわば職場で働いている人たちの動きをつづさに、それは職務じゃないですよ。それは事務局長が命じてそういうことをやらせたものなのか、今までこんなようなことが職場で起こったということはありませんよ。市の職場で、そして指定管理をしているその職場でこういうことが起こっている。しっかりとこれを調査し、こういうことは二度とないようにすべきだと私は申し上げたんですけども、織田部長は社会福祉協議会とこのてんまつについてどういうふうにされたのか。

例えばですよ、9時掃除に行くが、9時10分、所長打ち合わせに10分間多世代へ、10時30分に仕事を終わらせ、10時45分、一緒に外出とか、この人だけですよ。もっともってあります。2月から6月にわたってこういうことがやられて、それが事務局長に提出されて、そしてそういうことをやられた職員は自律神経失調症にかかるというような事態まで起こっている。片方はやめたけれども、そういうことを行った片一方の臨時職員はやめないでこのうとして。だから職員の中からは、両方ともこれはもうやめさせるべきだという声だって私どもに寄せられるのは当然だと思っただけでも、こういうことに対して、先ほども申し上げたけれども、織田部長はこのてんまつをどういうふうにおとりになり、どういう指導をされてきたのか、この際承っておきたいと思うんです。

委員長（岡崎治夫君） 織田部長。

保健福祉部長（織田 勝君） 今の総合福祉センターのその職場内の職員間の問題でありますけれども、私もこのたびの斉藤委員の質問で具体的にはこういったことを承知をしたわけでありまして。それで、まず社協、総合福祉センターの指定管理者であります社協に出向きまして、ど

ういう状況なのかということをもまずお伺いをいたしました。今、委員申されましたように、職員間のトラブルによるものでありまして、要するに一方の職員が別なほうの職員の業務態度、姿勢といったことについて指摘をして、上司であります事務局長のほうに指摘をしたと、そんなことで結果的に、今、委員お話しのように、その指摘を受けたほうの職員の方はいろいろ失意といいますか、そんなこともあって結局退職をしたと。

それで、局長のほうの社協のほうの対応といたしましては、社協もいろいろその話を聞いたと。そういうことで指摘を受けている人については、決してそこにはいろいろな高齢者の方々なんか総合福祉センターには来ておりますもんですから、そういったサービスを低下させたというようなこともない、それから仕事もおろそかにしているというようなこともないと、そんなことで悪影響を業務のほうに及ぼしていないということで、指摘をしていた職員にはこのことをしっかりと伝えて、そして指摘を受けた職員にもこのことを伝えて、局長は仲直りをしてといいますか、和解してわだかまりをめぐい去って仕事をするようにと言ったということであったんですけれども、今申し上げましたように、指摘を受けた方は結果的には退職をしたいと、ああいうようなことを言われたんで、局長のほうでも残って仕事を続けてくれと慰留をしたということなんですけれども、結果的にこういうことになったということでもあります。

それで、今この人については、もう違うところの職場にもう勤めているというようなことで、結果、私も今後のことというようなことでとらえて、社協のほうにはお願いをしたといいますか指導をいたしたわけでありまして、今申し上げましたように、総合福祉センターは指定管理者である社会福祉協議会に適切な管理運営を委託をしているんだとして、この施設においては、今申し上げましたように、いろいろな老人の交流事業、ダンスとか舞踊とか、そういう教養講座で大勢の高齢者の方々が来ておられて、やはりこういったことがありますと、職員が常時接しているわけで、こういう仕事に接しているわけでありまして、やっぱり職員の意思疎通が非常に大事だと、協力連携、業務に当たるという、そういう職場環境が親身で親切なサービスにつながるわけでありまして、今後こういったことが決して起こらないようにということで、総合福祉センターの協定の中の業務仕様書にも職員の配置に関することというような取り決めがありまして、この中で職員対処は資質向上でありますとか、市民にサービスを行うというような、そういう良好な業務に当たるというような、それはチームワーク、仲間との協力連携がなければ、そういうことにはなかなか難しいもんですから、そういうことを今後決してないようにというようなことで指導をいたしたところであります。

以上です。

委員長（岡崎治夫君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） 社協の事務局長は市の元職員、総合福祉センターの所長も元職員であります。私は、指定管理を委託する場合に、こういう不祥事が起こったときには、職員のいわば更新をするぐらいなもので臨んで一新をしていく、そういうことだってやっぱり市としてはやっていく必要があるんでないかというふうに思うんですけども、これについて総合福祉センター

の所長はどんな見解を持っておられるんですか。

委員長（岡崎治夫君） 織田部長。

保健福祉部長（織田 勝君） 今、総合福祉センターのほうの所長はどうだったのかということですが、総合福祉センターの所長につきましては、要するに非常にやっぱり自分の職員のことでありまして、所長みずからが、結局こうしたことについては総合福祉センターの長は所長でありますので、その方がやはり常時職員管理も行っておりますので、こうしたことは起こってはならないことであったわけですが、結果的にこうなると。そして、そんなことで非常に反省をしているということの話はありました。

以上です。

委員長（岡崎治夫君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） 織田部長の話で大体わかったんだけど、私は、これは初めに申し上げたけれども、やっぱり市政全般にかかわることで、こういうことというのは案外広がるし、そして人間のいわば人間性も疑われたり、その職場が重い空気になっていくんです。だから、これはやはり職員管理の責任者、責任を負っている副市長、より一層職場でのミーティングや研修を続けて、職員がしっかり心して当たっていかれるように、より一層の努力を求めたいと思うんだけど、いかがでしょうか。

委員長（岡崎治夫君） 相山副市長。

副市長（相山佳則君） 今、市の施設でありますコスモス苑と社会福祉協議会が指定管理しております施設のことについていろいろお話がございました。2つの件とも、これ職場内の人間関係の問題ということでありまして、あとコスモス苑については増床するといったときに、まずは増床ありきということではなくて、現場で働いている皆さんがこれから増床するぞといったことで、どういった意見を持つかといったことを1月の段階で聞き取りをして始めたというわけでありまして、やはり介護を要する人を預かっているといったことで、現場ではやっぱり相当な気持ちの緊張感もあるでしょうし、声が荒くなるといったこともあったというのは、先ほど部長が申し上げたとおりなんですけれども、その後も、今、市民からの市長への手紙というのをやっておりますけれども、これは職員からもそういった声を直接聞くことが必要だということで、市長から、職員版の市長への手紙をやれということで、一応9月末までに一通り全職員、臨時の方も含めて全部声を上げてもらったといったことで、コスモス苑についても、多くの方からみずからの職場のあり方だとか、改善だとか、労働環境だとかといったことについても意見がございまして、それについて市長も直接コスモス苑の職員の方にいろいろお話をしたといった経過がございます。

それと、指定管理をしている施設、ただいまの施設以外にもいろいろあります。そのことなんでありますけれども、今回の社会福祉協議会のことにつきましては、織田部長が聞き取りをしましたとおり、今後こういうことのないようにしっかりとやっていくといったお話がありました。ただ、その中で、職員の方、事務局長としては処分もなくといったことでお話ありま

したけれども、これはそういったメモを私も見ましたけれども、そういったことがあっても業務に停滞はなかったというようなお話をされているようでありますけれども、果たしてメモに書かれているのが事実だとすれば、やはりその時間帯は業務にその人が徹していなかったといったこともあるのではないかと私は感じますし、メモしたほうも、その時間帯は勤務中であれば、相当の時間を要していると思いますので、そういったことも含めまして、我々市で直営管理しているところ、施設もそうですけれども、事務所内もそうですけれども、外の指定管理をしているところについても、まずすべてが市民サービスのために行っている施設でありますので、そこで人間関係がおかしければ、そういったものが市民のほうにも結果として悪い影響を与えるということがありますので、今後とも一層そういった声をいろいろ聞きながら、以後、市民サービスの低下につながらないような対応をしていきたいと、そのように思います。

委員長（岡崎治夫君） そのほか民生費について御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（岡崎治夫君） 御質疑がないようですので、次に移ります。

第4款衛生費について御質疑ございませんか。斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） 狂犬病の予防注射の関係で2～3お尋ねをしたいと思うんです。

市民の方から、犬はつながっていたんだけど、若干鎖が長くてそばを通ったときに犬に足をかみつかれたと、私はかみついたけれども、その人に直接はかみついていませんから、言葉だけ言っているだけで。それで足から血が出て、それはもうすぐ病院行ったらいいと。ところで、その家の犬、狂犬病の予防注射を受けていたのかどうか聞いていただきたいというようなことで聞いたところ、実は受けていないんだと。ということは、犬の登録はされていると思うんです、ずっとやっていないわけでないだろうから。しかし、そのときは受けていなかったということですから、そうしますと、今、土別全体で犬の登録、これはどのぐらいの犬がいらっしゃるのかということ。それから、そういう狂犬病の予防注射を義務づけられているのに受けていない、そういう戸数はどういうふうにしてつかんでいるのか。それから、そういう予防注射を受けない場合は、これは罰則規定があるのかどうか、ここら辺、狂犬病の予防の関係についてまずお答えいただきたいと思うんです。

委員長（岡崎治夫君） 千葉環境生活課主幹。

環境生活課主幹（千葉靖紀君） お答えいたします。

平成21年度におきまして土別市に登録しております犬の登録につきましては、1,365頭となっております。予防接種の数字でございますけれども、平成21年度につきましては登録数が1,365頭に対しまして接種済みが907頭で、登録された犬のうちの接種でありますので、未接種は458頭となりますけれども、実際につきましては未登録の犬が存在すると思われまことから、実数の把握はできていない状況でございます。

それから、予防接種につきましては法律の義務づけにつきましては、狂犬病予防法により犬の飼い主は居住地の市町村に登録した上で、毎年4月1日から6月30日の間に受けることとさ



れております。この罰則につきましては、狂犬病予防法の第27条で20万円以下の罰金というふうに規定をされております。

以上でございます。

委員長（岡崎治夫君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） この狂犬病の予防注射は、これはどこが責任を持って行うんですか。これは市のしっかりした業務ということが言えるんでしょうか。この点が一つ。

それから、今の答弁では、登録は1,365頭いるのに接種したのは907頭だと、だから458頭はされていないんでないかというふうに言われたんですけども、これらについてはきちっと追跡調査をなぜしないのかということだと思えます、それで20万円以下の罰金という罰則まであるわけでありますから。昔のように、今は犬にかまれたから狂犬病になったという話は余り聞かないけれども、しかし、依然としてこういう法律がこうなって、市でも随分市内細かくやっていますよね、市内全域を。5分刻みだったり10分そこにいたりとか、随分細かくやっている。それなのにこれだけの接種頭数では、成果がきちっと上がっていないではないか、こう思うんですけども、この点はどうお考えでしょうか。

委員長（岡崎治夫君） 千葉主幹。

環境生活課主幹（千葉靖紀君） まず、狂犬病予防法にかかわる事務につきましてですが、これらにつきましては、平成12年4月施行の地方分権一括法に基づき道からの権限移譲を受けたものでありまして、土別市の事務となっております。その事務の内容につきましては、犬の登録、それから鑑札の交付、それから各種変更の届け出等の受理、それから集合注射の啓発、それから注射済票の交付等でございます。

それから、未接種の犬の飼い主に対する通知関係でございますけれども、21年度につきましては啓発等を行ったところでございますけれども、個別の通知をしなかったところでございます。これにつきましては、今後、本年度から未接種の飼い主と判断できた場合につきましては、個別に通知をいたしまして犬の飼養の確認と、それから予防接種の状況について照会をかけてまいりたいと考えております。

委員長（岡崎治夫君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） 市には1,365頭の犬を飼っている、登録がこれだけいるというわけだから、1軒で2頭飼っているところもあるかもしれませんが、飼っている市民というのは登録されてわかっているということなんでしょうか。

委員長（岡崎治夫君） 千葉主幹。

環境生活課主幹（千葉靖紀君） 犬の登録につきましては、台帳で管理しておりますので、個々1頭1頭につき、その飼養者について台帳管理を行っているところでございます。

委員長（岡崎治夫君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） 結局、狂犬病予防法で義務づけられている、そして市の委託された業務だと、これは市の正式な業務ですよね。そして、そういう犬にかまれたりしてけがなんかして、

もし病気にでもなったら大変だということから考えますと、そういう台帳に基づいてやはり追跡調査をきちっとやるべきだと、そうしなかったらあれでしょう、したやつだけでいいんだというふうにして、あとの追跡も何もしないで400頭も459頭もどうなっているかわからんと、こんなことで今まで通ってきたものなんですか。21年度がこうだということは、20年度も19年度もこういうふうにしてやってきているんだから、相当予防接種していない、予防をしていない犬が毎年これだけいたということなんですか。

委員長（岡崎治夫君） 大崎環境生活課長。

環境生活課長（大崎良夫君） 今、斉藤委員のほうからお話ありました登録件数に対して接種率が低く、四百数頭の未接種の犬が登録されているというようなことでの調査、未接種の飼い主に対しての調査をしていないことにつきましては、大変申しわけなく思っております。

ただ、今後につきましては、今、委員のほうからもお話ありましたとおり、犬の登録台帳、さらには接種記録等を確認しながら、そういった未接種の飼い主に対して指導なりを積極的に行っていきたいというふうに考えております。

委員長（岡崎治夫君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） やはりこれから高齢化になってきたりすると、それから犬を飼う方もっと増えてくると思うんですね。やはり犬によって、一緒に住んでいることによっていやしを与えられたり、そういうこともされるわけでありますから、そのところは飼い主の責任で、それも最低限の責任なんだということの啓発をやって、ぜひ効果が上がるようにしていただきたいと思います。

それから、犬の飼い主のマナーの問題でありますけれども、依然としてふんを持っていかないという苦情が寄せられます。これらについても、やはりそういう折に、予防接種なんかの折あるいは追跡する折に、善良な管理をして、そういうふん害、ふん害といいますか、市民がふんによって憤慨しているという市民がいるわけだから、そういう善良な管理をされるように再度啓発も含めてやっていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

委員長（岡崎治夫君） 有馬市民部長。

市民部長（有馬芳孝君） 斉藤委員のおっしゃいますように、狂犬病のこと、それから犬のふん害の関係につきましては、市の方に苦情の電話等も参っているところでございますので、委員おっしゃいますように、この最低限のマナーと申しますか、愛する犬にいやされるという非常によい効果の面もございまして、やはりきちんとマナーを守っていただいて飼っていただくということがなにより重要なことでございますので、啓発に当たりましては、今後、ただいまのような機会をとらえまして広報あるいは接種時期等を利用しながら、正しく飼っていただく飼い主のマナーの徹底について、市民の清潔で快適な環境が保たれますように今後とも積極的な啓発活動に努めてまいりたいと考えているところでございます。

委員長（岡崎治夫君） そのほか衛生費について御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（岡崎治夫君） 御質疑がないようですので、次に移ります。

第5款労働費について御質疑ございませんか。菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 労働費について1問質問させていただきます。

シルバー人材センターの関係でありますけれども、委託事業での事故報告等がこれまでどれぐらいあったのかということと、事業報告に関する監査権限は市のほうでお持ちなのかどうかと、そしてまた市からシルバー人材センターに対する補助内容についてお伺いします。

委員長（岡崎治夫君） 竹内商工労働観光課主幹。

商工労働観光課主幹（竹内雅彦君） お答えいたします。

シルバー人材センターの市の委託事業における事故についてでございますけれども、平成19年度が3件、平成20年度が3件、平成21年度が8件ございました。

それから、事業報告の監査権限があるのかという御質問でございますけれども、市の監査権限が及ぶわけですが、根拠といたしましては地方自治法第99条第7項に規定されておりますし、また土別市監査基準第7条第1項第4号にその旨が記載されてございます。

それから、運営補助の内容でございますけれども、平成21年度におきましては総事業費1億9,524万4,000円、うち管理運営費が2,933万円、国の補助金が950万円、市が同じく950万円となっております。補助金の算出基準は、国庫補助が活動拠点、シルバー人材センターですが、この会員数それから年間就業延べ人数に応じて運営費の格付を行い、国庫補助対象経費の2分の1かつ格付による限度額以下、なおかつ地方公共団体からの補助金の額を超えないこととなっていることから、Cランクである土別市におきましては限度額の950万円の国庫補助がなされておまして、本市の補助金も国と同額の950万円となっているところでございます。

以上でございます。

委員長（岡崎治夫君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 事故報告がそれぞれ過去3年間で14件あったようであります。そこで、シルバー人材センターのほうからの事故報告、いわば死傷病報告と申しますか、それは労働基準監督署への報告義務はないのでしょうか。

それから、ややもすると高齢者の方々の作業場でありますから、重大事故にいつ結びついてもおかしくない状況下にあると思います。そういう保険関係はどうなっているか、この機会にお聞かせください。

委員長（岡崎治夫君） 竹内主幹。

商工労働観光課主幹（竹内雅彦君） まず、事故報告の義務についてですけれども、市が発注しております委託業務の契約書の中で、業務報告の条項の中に事故報告の義務を全件入っておりますので、報告義務といたしております。

それから、保険の関係なんですけれども、傷害保険、シルバー団体傷害保険というのがありまして、これは会員の方が死傷病、亡くなったりけがされたときに掛ける保険でございますけ

れども、会員個人が加入することになっておりますけれども、シルバー人材センターが会員分をまとめて保険料を支払っていることになっております。

それから、第三者への損害でございますけれども、これはシルバー人材センター総合賠償責任保険でございます、シルバー人材センターが保険に加入しているということでございます。

以上でございます。

委員長（岡崎治夫君） 石川経済部次長。

経済部次長（石川 敏君） 労働関係の法規のほうにつきましては、私のほうからお答えさせていただきます。

シルバー人材センターというのは、基本的に会員で構成されている団体なものですから、いわゆる会員が自主的に運営をするということで社団法人の形式をとっております。センターと会員というのは雇用関係にありませんので、万が一事故が発生した場合については、労働関係の法規の適用がないということで、今、竹内主幹のほうから説明をお答えをさせていただいた保険のほうで対応をしているということになってございます。

以上です。

委員長（岡崎治夫君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） それでは確認の意味ですけれども、市への報告義務は死傷病報告はされていると、しかしながら、個人事業主がために労働基準監督署への報告義務はないということでもよろしいですか。

委員長（岡崎治夫君） 石川次長。

経済部次長（石川 敏君） 労働関係の法規についてはそのようでございますし、委託の事業にかかわっての事故報告については、すべての契約の中に盛り込まれているということでございます。

委員長（岡崎治夫君） 三原監査委員。

監査委員（三原紘隆君） 今、委員長のお許しをいただきましたので、ただいま菅原委員の御質問の中で市の監査権限について触れられておまして、市当局から監査権限があるんだというお答えがありまして、監査委員の監査がということがお答えありましたけれども、監査委員の権限というのは、199条の第7項で財政援助団体に対する監査については、監査委員が必要と認めるとき、または市長から要請のあったときというふうに限られておりますので、常時その監査をする立場にはありませんので、その辺お間違いのないようにしていただきたいと思ひまして、答弁させていただきました。

委員長（岡崎治夫君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 今、監査委員のほうから第199条の第7項というお話ありましたけれども、先ほど主幹のほうからは99条に基づいてとおっしゃっていましたが、どっちが正しいんですか。

委員長（岡崎治夫君） 石川次長。

経済部次長（石川 敏君） お答えいたします。

199条が正しいので、こちらのほうが間違いです。

委員長（岡崎治夫君） よろしいですか。

そのほか労働費について御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（岡崎治夫君） 御質疑がないようですので、次に移ります。

第6款農林水産業費について御質疑ございませんか。神田委員。

委員（神田壽昭君） 農林水産業費の農業基盤整備についてお伺いしたいと思います。

最初に、農地・水・環境保全向上対策、これは大きく分けてこの制度の中には2つの要素があって、共同作業とそれから営農支援作業があるわけでありましたが、営農支援事業にかかわって土別市は今後一定の条件といたしましょうか、化学肥料や農薬を減らすんだと、要するに環境負荷を軽減する先進的な取り組みをする作物、土別市としては今具体的にはカボチャとパレイショがその作物になっているようでありましたが、ここでこの肥料や農薬の軽減というのはどの程度具体的に軽減に結びついているのか、更にそこでできた作物、カボチャとかパレイショについては、どんなふうを集荷されて、どういう販売がされているのかということをお聞きしたいと思えますし、それから、今後この事業は続くわけでありましたが、土別市としては、環境負荷を軽減することは極めて農業においても大事なことでありますので、今後この営農支援活動事業は土別市内ではどういう評価と、それから今後どのように拡大されていくのかお伺いしたいと思えます。

委員長（岡崎治夫君） 井出農業振興課主幹。

農業振興課主幹（井出俊博君） お答えいたします。

農地・水・環境保全向上事業に係ります営農活動支援事業ですけれども、この取り組みにつきましても、化学肥料及び化学合成農薬の使用を大幅に低減することで環境負荷を低減する先進的な営農活動組織に対して支援をすることになります。安全・安心な農産物を安定的に供給する体制とそれからクリーン農業の推進を目的としております。

そこで、お尋ねの関係ですけれども、化学肥料と合成化学農薬につきましても、5割以上低減する先進的な栽培を実施する者に対して交付することになっております。北海道が定めるそれぞれの作物がございますけれども、慣行レベルを基準といたしまして、その定められた基準の5割以上を低減することというふうになっております。例を挙げて申しますと、パレイショでは、化学肥料の化学窒素成分が慣行レベルで10アール当たり11キロですけれども、5割低減となりますと、その半分の5.5キロというふうになります。それから、化学合成農薬の部分でいいますと、成分使用回数になりますけれども、パレイショの慣行レベルでいきますと21回に対して10回までというような中身になります。これは、ほかの作物についても同じような状況になります。

それから、価格だとか販路について少しお話しさせていただきますが、これについても、イエス！クリーンですとか、GAPの取り組みですとか、エコファーマーの認定ですとか、いろいろな取り組みがあります。そのような取り組みを取り組むことによって、消費者ニーズにこたえていけるというような中身になりますので、これらのような取り組みも必要になりますし、また現在の流通体制ですとか販売形態の実態からは、なかなか直ちに有利な価格の取り引きということにつながっていないというような面もあります。ですが、この農地・水の取り組みによりまして、こういう安全・安心な農産物という、その付加価値を高めた生産基盤が確立されることで、新たな展開につながっていくのではないかとこのように考えております。

取り組みの活動の組織の関係でいいますと、21年と22年では3組織から9組織、14地区まで広がりを見せている状況にあります。今後の関係ですけれども、こうした先進的な取り組みをすることによりまして環境負荷の低減になるのはもとより、生産者の方々が安全で安心な農産物を生産するという責任と意欲を持って行われるということにつながり、産地形成や地域ブランドとして確立するためにも、本制度をさらに活用しながら地域の関係機関が連携を密にして推進に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

委員長（岡崎治夫君） 神田委員。

委員（神田壽昭君） わかりました。なかなか有利に販売できないということではありますが、しかし、こういった安心な作物を生産するだけの基盤をつくるということも極めて大事なことでないかなと思っています。

もう一点であります、土別の野菜生産にかかわってお尋ねしたいと思うんです。1つは、土別が今進めている野菜の中で、タマネギとかそれからバレイショ、そしてブロッコリーのようなものがあるんですが、ブロッコリーを生産している生産者からの声であります、ブロッコリーは御承知のように、一度に移植するわけではありません。7回に、大体6回～7回に分けて出荷を調整する意味では、分散して移植するわけですが、最近のこの異常気象によって高温あるいは雨の被害によって、7作植えても確実に7作が収穫になるということではありません。年によっては、今年のように3回ぐらい、7回植えたけれども3回分はもう全部売れなくなったという、そういう声も聞くわけでありまして、できれば、こういう野菜に関しても農業共済の対象にしてほしいんだよねという声は実はあるんでありますし、生産者からも、そして共済組合のほうからもぜひそういう声を行政が中心になって道や国に働きかけをしてほしいんだというような声もありますので、その辺の取り組みと見通しについてお話をしてお答えをいただければと思います。

以上です。

委員長（岡崎治夫君） 武田農業振興課主幹。

農業振興課主幹（武田泰和君） お答えいたします。

委員から御質問のありました農業共済制度における新たなブロッコリー等の野菜等のそ

った生産者への共済事業の関係での要請ということでございますが、平成14年に野菜共済制度ができて、スイートコーン、カボチャ、タマネギというのが今その野菜共済の対象ということで、ブロッコリーなど他の野菜等を含めるという中での要請ということで、この地域ということもございますが、北海道といたしまして農業共済組合の連合会では毎年各地区からの参事等の職の方々が検討会を広く開く中で、北海道としての取り組みの野菜、そういったものをどう整理をして、そして中央段階での要望ということもお聞きをしております。そういった中で市と行政といたしましても、農業関係機関での組織いたしますこの地域の農業振興連絡協議会、そういった場面でもこの本地域の実態を十分把握を行いながら、今後そういったことへの対応も含めて相談をしてみたいということで考えております。

以上でございます。

委員長（岡崎治夫君） そのほか農林水産業費について御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（岡崎治夫君） 御質疑がないようですので、次に移ります。

第7款商工費について御質疑ございませんか。菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 商工費で1問お願いします。

平成20年度はクマの出没が余り聞かれなかったんですが、21年度そしてまた今年度は非常に各地においてクマの出没があり、事故がないのは幸いでありますが、この機会に今年度の岩尾内での白樺キャンプ場でのクマの出没に対することで若干お聞かせいただきたいと思います。21年度は2回出没しているようですが、今年度どれくらい確認をされているのか、そしてまたそれに対する対策はどうされたのか、そしてまた地域住民あるいはまた訪れる皆さんにはどのような形で周知をされたのか、そしてキャンプ場に入ってこられる入り込みの影響はどれくらいあったのか、お聞かせいただきたいと思います。

委員長（岡崎治夫君） 壺井経済建設課主幹。

経済建設課主幹（壺井 務君） ただいま委員お尋ねになりました岩尾内の白樺キャンプ場のクマ出没等に対する対策と影響についてということでございますが、まず平成21年度におきましては7月にキャンプ場の入り口あたりの周辺で1回目撃がされております。それと8月24日に、またキャンプ場の近くのほうに出没をされております。その時点におきましては、土別警察署の朝日駐在所に連絡を入れ、また猟友会のほうにも連絡を入れて、現地の確認及び巡回をしております。それとともにキャンプの滞在者に向けては、クマの出没があるということで情報を提供し注意を呼びかけております。

市のほうといたしましても、キャンプ場の巡回は猟友会また警察、市のほうも担当者のほうと一緒に巡回はしていますが、21年度におきましては、キャンプ場の周辺に石灰窒素というものを散布し、その後、石灰窒素をペットボトルに穴をあけて入れながらポイントポイントに置いて、クマよけの対策をしております。8月24日、これ2回目なんですけれども、このときにも出たときには、その後、キャンプ場のこれ以上のキャンプ客に御迷惑をかけることはできな

いということも踏まえて、利用条件を設定したところでございます。この利用条件につきましては、テントを利用したキャンプを全面禁止、ただし、バンガロー及びキャンピングカー等を利用した場合には宿泊の許可をするということで、10月末日、要するにキャンプ場の期間終了日まで、このような利用条件を設定しております。これについては、キャンプ場に来ている方への説明はもとより、キャンプ場の中にも看板で周知をし、そのほかに土別市のホームページ及び合併特例区のホームページでの情報の掲載、更には観光協会、本庁のほうの商工観光課、また総合支所全般への対応についての説明をし、問い合わせがあるときに対応していただいております。

平成22年度におきましても、本年7月上旬にまた同じようにクマの目撃情報が上旬に2回ございました。この時点でも昨年21年と同様に、キャンプ場の利用条件を設定した中で、同じような対策をとっていますが、それ以降、今のところ、今10月末まで来ていますが、その間にそれ以降はクマの出没は入っておりません。しかし、対策としまして、更に22年度におきましては、キャンプ場の少し周辺に箱のわな、クマ用の箱わなを2カ所設置し、何とか対策を、クマの捕獲ができないものかということで取り組みましたが、残念ながら成果がございませんでした。

岩尾内湖の観光状況の観光客のそれに対する入り込みがやはりどうなのかということでございますけれども、キャンプ客を20年、21年見ますと、平成20年度の9月、10月の出没期の2カ月間でございますが、キャンプ客は730名おりましたが、21年度につきましては約530名ということで、200名程度のやはりキャンプ客が減っております。

委員長（岡崎治夫君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 事故がなくて大変よかったわけでありますが、今、愚問になるかもしれませんが、クマがなぜ石灰を嫌いなのかわかりませんが、直接散布したとか、ペットボトルをどうしたのかわからないですけれども、それでクマは来ないもんですか。

それと、私は、神社山のキャンプ場にクマが出没していることに対して非常に怖さを感じているわけです。あそこは、半島と言ったらあれですけども、そういう場所であるし、わざわざクマがどの方向から来ているのか、その辺は調査はされているのでしょうか。そしてまた、そういうものに対する何か対策めいたものは、今とられた以外には何かされたのでしょうか。

委員長（岡崎治夫君） 壺井主幹。

経済建設課主幹（壺井 務君） ただいま石灰窒素を散布したということでございますが、これは、猟友会の方といろいろ何か防護はできないのかと、クマが入らないような対策がとれないのかということで、石灰窒素をまいたわけでございます。これについては火薬のにおいがするという性質がございますので、それでクマが嫌ってとりあえず侵入を防止しようということで、それで対策をとらせていただきました。

クマがどちらの方向ということで来ているんだらうということも、猟友会のほうとあわせて、警察とあわせて、いろいろどっちのほうから来ているんだらうということも一緒にずっと巡



回して歩いたみたところ、やはり湖の茂志利側というんですか、あっち側のほうから入って、水がないときでも水があるときでも、あちらのほうから渡ってきているであろうという判断を、足跡等を見ても入ってきたんだろうと。猟友会の方にもそちらのほうにも重点をさせていただいて、一応巡回もさせていただいているということでございます。今年度はシーズンが終わりましたけれども、また来シーズンに向けて何か対策がとれないものかということは、今後協議していきたいなというふうに考えます。

以上です。

委員長（岡崎治夫君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 茂志利側からということであります。この機会に、岩尾内、神社山周辺に3月の経済対策ですが、そのときに携帯電話が早く通じるようになったらいいなということでありました。しかし、その工事がまだされていないようにも思いますし、どういう状況なのか、そしたまたいつぐらいにそれが利用可能なのか、お聞かせいただければと思います。

委員長（岡崎治夫君） 清水参事。

総務部参事（清水 修君） 携帯電話の関係でありますけれども、21年に携帯電話の事業を開始しまして、今のところ、上土別大和地区ですとか、朝日北一線地区、朝日登和里地区、岩尾内白樺キャンプ場に、それぞれ携帯電話のエリアを拡大して整備を進めている状況であり、平成22年12月15日まで開局を目指して進めております。

委員長（岡崎治夫君） そのほか商工費について御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（岡崎治夫君） 御質疑がないようですので、次に移ります。

第8款土木費について御質疑ございませんか。齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） 午前中の菅原委員の総括質問の中で、除雪費の朝日の問題が取り上げられておりましたけれども、委託をしている環境工事組合というんですか、何というんですか、正確にはそっちのほうで答えてください している責任者の方と菅原委員からお話があったような、いわば単価を引き上げる問題なんか、こういう問題は、その委託をしている責任者の方との話し合いというのは、どの程度なされているものなんでしょうか。

委員長（岡崎治夫君） 壺井経済建設課主幹。

経済建設課主幹（壺井 務君） お答えいたします。

朝日地区の除雪につきましては、朝日地区環境維持協同組合が委託契約の相手方であります。委託金額の総額につきましては、4,176万5,955円となっております。この組合におきましては、野田組、田中工業、尾形建設、イトイ産業、コムネットの5社で構成されており、代表者としては野田組の会長が、野田組のほうで請け負っております。

委員長（岡崎治夫君） 川越朝日総合支所長。

朝日総合支所長（川越一男君） 私のほうから、その単価の引き上げの関係のお話があったかという御質問についてお答えをしたいと思いますけれども、私は、野田組の社長さんのほうから

直接聞いたということはございません。また、担当の者からも、そのような単価の話というのは私の耳には入ってきておりません。

以上です。

委員長（岡崎治夫君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） 菅原委員からあったような話は、また今度委託契約を、もう結んだのかな、よくお話を聞きながら対処すべきだと思うんです。

それから、この際だから菅原委員にも申し上げたいんだけど、隣にいて甚だ失礼だけでも、やはり今お話あったように、イトイ産業の社長でありますし、直接その除雪にかかわっている会社の社長でもあります。そして議員という職務を持っていながら単価の引き上げを迫っていくという点は、いわば議員の地位利用という誤解さえ与えかねない問題が生じてくると思わざるを得ません。やはり自分が直接関係している問題には除斥されるという、除斥をして審議が行われるということだってあり得るわけでありますから、これは、これから議会の基本条例をつくる場合でも、小池議員の質問にもあったように、そういうことは話し合われていくと思うんだけど、お互いにそういう会社や個人の利益にかかわるようなことをやはり厳に慎みながら、市民の皆さん方に誤解を与えないような議会運営やあるいは委員会運営、こういうものをしていきたいもんだということを申し上げておきたいと思います。

委員長（岡崎治夫君） 答弁はいいですね。

そのほか土木費について御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（岡崎治夫君） 御質疑がないようですので、次に移ります。

第9款消防費について御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（岡崎治夫君） 御質疑がないようですので、次に移ります。

第10款教育費について御質疑ございませんか。菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 教育費について1問質問させていただきます。

就学・奨学金貸付制度の利用者のこの利用が現在、当初の予定した人数を上回っているようでもございますけれども、現在のこれまでの利用状況をお知らせください。

更には、これの事業の利用した後の返済について、非常にここ2年間ほど返還金が滞納している事例が見受けられますので、このことについて現時点での報告をお願い申し上げます。

委員長（岡崎治夫君） 鴻野学校教育課主幹。

学校教育課主幹（鴻野弘志君） お答えいたします。

本市の奨学金の貸し付けについてでございますが、まず、貸し付けの実績について申し上げます。貸し付けの実績、平成22年度、今年度でございますが、貸し付け予定定数41件に対しまして申請件数が47件、貸し付け件数はそのうち39件で、貸し付け予算額978万円に対しまして貸付額は972万円の貸し付けでございます。21年度貸し付け、これにつきましても定数38に対

しまして申請件数が42で、貸し付け件数37、予算888万円に対しまして876万円の貸し付けでございます。

続きまして、返還の状況でございますが、返還の状況、参考といたしまして平成19年度から申し上げたいと思います。19年度の返還予定、調定額844万2,000円に対しまして収入済額831万4,000円、未収額12万8,000円、割合といたしまして未収の割合は平成19年度の時点では1.5%ほどでございます。20年度でございます。調定額862万7,200円に対しまして収入済額が825万9,200円、未収額が36万8,000円で、調定に対しまして割合といたしましては未収が4.2%ほどでございます。21年度でございますが、調定額766万4,000円に対しまして収入済額が698万6,400円でございます、未収額が67万7,600円、割合は8.8%ほどということでございます。

以上です。

委員長（岡崎治夫君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） この事業は、高校生並びに専門学校、それから大学生に対する就学奨励金の貸付制度であります。実は平成20年度は、予算額880万円に対してその利用貸付総額が542万円ということで利用がされなかったんですが、21年度に至っては、予算額888万円に対して利用額が876万円、そして今年度についても増額をしたらという意見もあった中で、予算額が978万円と100万円上乗せになりまして、その利用が39名の方に972万円ということで利用されているわけでありまして。

しかしながら、その反面、今お答えがありましたように、平成19年度から返還の未収額が12万8,000円あるいは20年度は36万8,000円、そして21年度は67万7,600円ということで、毎年増えて、その未収額が増えてきている状況にあります。平成16年度まではすべて完納されてきたこの事業も、やはりこの経済の不景気が、経済状況が非常に悪い中で学生の進学率が伴ってきて所得が減り、こういう奨学金制度に貸し付けを申し込む方が多くなってきている状況にはあるのであります。その未収額に対して非常にその金額が大きくなってきている状況にある。これをどういう形で未収額を回収されているのか、そしてまた返済の義務、貸付金の返済の義務についてはどういう責任が伴うのか、この機会に確認させていただきたいと思っております。

委員長（岡崎治夫君） 鴻野主幹。

学校教育課主幹（鴻野弘志君） お答えいたします。

まず、貸付金のその返済の状況でございますが、ただいま委員がおっしゃられますように、確かにここ数年で滞ってきている状況でございます。そこで私ども事務方といたしましては、通常的手段でございますが、まずは電話による催促、そして文書による催促、督促、あるいは訪問相談、また具体的には訪問徴収なども行ってございます。この訪問につきましても、年末、年度末あるいは出納整理期間などを中心といたしまして行っておりますが、個別の中身においては、月末などその当該者とお約束をいただいて、私どもが集金に何うというようなこととしてございます。

それから、貸付金に対する返済の義務ということでございますが、この貸付金、高校生から

いわゆる大学生まででございます。借り受けをするのは、その就学をする本人でございます。そういうことで、申請書あるいは借り受け借用書には本人のお名前、署名、押印と連帯保証人2人、うち一方は保護者ということでございますが、そのようなことで借用をいただいているところでございます。そういう意味におきましては、返済の義務といたしまして、一義的にはやはり借り受けをした本人ということになるかというふうに考えてございます。

以上です。

委員長（岡崎治夫君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 借入人は本人だというのは当然であります。しかしながら、本市の場合のこの奨学制度については、高校生にも奨学金を月1万円出しているわけでありまして、もしその高校生が借り入れ申し込みするということになると、中学生のときに申請を出すようになると思います。しかしながら、連帯保証人に2名ということで親御さんが1名ということになっているのでありますから、最終的にはその親御さんに返済義務が生じてくることもあり得ると思います。

実は、以前に神田委員から連帯保証人についての質問がありまして、このことに答弁が、昨今の希薄な人間関係から、いわゆる人的保証ではなく機関保証はできないかという質問でありました。それについて、現状においては日本学生支援機構が平成16年度からは独自の機関保証を行っているのみであり、自治体において利用できる機関保証制度は存在しないんだという御答弁でありました。非常に毎年加算されて、倍額の方向で未収額が増えてきている状況であります。大変厳しい状況ではあると思いますが、この事業の趣旨を思ったときに、適正にやはり利用されるように、いま一度申請時にしっかりした本人に対する意識づけも含めて、この関係を事故なく使っていただきますようにしていただきたいのを申し添えて、この質問を終わりたいと思います。

委員長（岡崎治夫君） そのほか教育費について御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（岡崎治夫君） 御質疑がないようですので、次に移ります。

第11款公債費について御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（岡崎治夫君） 御質疑がないようですので、次に移ります。

第12款職員費について御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（岡崎治夫君） 御質疑がないようですので、次に移ります。

第13款予備費について御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（岡崎治夫君） 御質疑がないようですので、以上で歳出の審査を終わります。

それでは、歳入歳出全般について御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(岡崎治夫君) お諮りいたします。認定第1号 平成21年度士別市一般会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(岡崎治夫君) 御異議なしと認めます。

よって、認定第1号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第2号 平成21年度士別市診療施設特別会計歳入歳出決算認定について審査願います。

歳入歳出一括して御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(岡崎治夫君) お諮りいたします。本案については原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(岡崎治夫君) 御異議なしと認めます。

よって、認定第2号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第3号 平成21年度士別市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について審査願います。

歳入歳出一括して御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(岡崎治夫君) お諮りいたします。本案については原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(岡崎治夫君) 御異議なしと認めます。

よって、認定第3号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第4号 平成21年度士別市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について審査願います。

歳入歳出一括して御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(岡崎治夫君) お諮りいたします。本案については原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(岡崎治夫君) 御異議なしと認めます。

よって、認定第4号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第5号 平成21年度士別市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について審査願います。

歳入歳出一括して御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(岡崎治夫君) お諮りいたします。本案については原案のとおり認定することに御異議  
ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(岡崎治夫君) 御異議なしと認めます。

よって、認定第5号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第6号 平成21年度士別市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について審査  
願います。

歳入歳出一括して御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(岡崎治夫君) お諮りいたします。本案については原案のとおり認定することに御異議  
ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(岡崎治夫君) 御異議なしと認めます。

よって、認定第6号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第7号 平成21年度士別市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について  
審査願います。

歳入歳出一括して御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(岡崎治夫君) お諮りいたします。本案については原案のとおり認定することに御異議  
ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(岡崎治夫君) 御異議なしと認めます。

よって、認定第7号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第8号 平成21年度士別市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について  
審査願います。

歳入歳出一括して御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(岡崎治夫君) お諮りいたします。本案については原案のとおり認定することに御異議  
ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(岡崎治夫君) 御異議なしと認めます。

よって、認定第8号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第9号 平成21年度士別市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について審査

願います。

歳入歳出一括して御質疑ございませんか。菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 簡水の関係で1点だけ御確認と質問をさせていただきます。

昨年度、私が多寄簡易水道の取水池の関係で質問させていただきました。あの地域、民間に山林が売り払いされ、それぞれ造材によって土砂の流出がされ、取水施設に大きなダメージを与えたために、そのときの答弁では、日向浄水場の利用はされなくて、上土別の水を多寄の地域住民の皆さんが使われたと、その方向で進められたようでありますが、聞くところによりますと、取水地の工事をし、現在は多寄簡易水道は多寄の水がほとんど使われているように聞いていますが、具体的にその辺のいきさつやら、どうしてこういうことがもしされておるのであれば、何らかの形で住民の皆さんにお知らせしなかったのか、お知らせください。

委員長（岡崎治夫君） 西野上下水道課長。

上下水道課長（西野英二君） ただいまの御質問でありますけれども、昨年度の多寄浄水場における原水高濁度による取水停止回数は144回を数え、この際には上土別内大部浄水場からの送水を受け、多寄地区の給水を確保してきたところであります。仮にこのような状況下において、上土別地区で漏水等が発生した場合については、多寄地区への送水が困難な状況も考えられたことから、この対策として、本年5月に山林所有者にお会いをして、現在の取水施設わきにある沢に簡易取水施設の設置をお願いし、8月10日に設置をしたところであります。現在は、この簡易施設からの取水が順調であり、多寄地区配水量の約90%程度を確保できている状況であり、昨年と比較しまして極めて良好な状況となっております。

それと、もう一点、町民等になぜこの報告をしなかったかという御質問でございますけれども、これはあくまでも簡易施設ということで考えておりましたことから、積極的に町民の方々に報告する内容とは考えておりませんでしたけれども、今後、現状などについて聞かれた際には、この状況をお伝えしたいと思います。それとあわせまして、今後も多寄町民に御迷惑をかけないような形で努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

委員長（岡崎治夫君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） せっかく山林の地主さんからもそういう了解をいただき、随分昨年この泥水が流れてきてから、速やかに工事をしたということは非常に私は評価されるものだろうと思いますし、やはり水はその地域のための命を守る根源でありますから、多寄の水を飲んで、多寄の方が上土別の内大部の水を飲んでいるということで、少し神田委員なんかは引っ込み思案になったのかなというふうに思いますし、山田委員は逆になっているんじゃないかなと思っております。それでこの99林班のこれがまた伐採地域に全体には入っているようでありますので、ぜひ山林の所有者に今後の伐採計画を緻密に連絡されて、なるべく御協力いただけるようお願い申し上げたいと思います。そのことについて考え方がいいですか、確認だけさせていただきます。

委員長（岡崎治夫君） 西野課長。

上下水道課長（西野英二君） この山林所有者の方も、多寄の水源の現状を理解されておりますし、今回の簡易施設の設置についても御理解をいただいたところであります。いずれは伐採されるものの、平成23年度までの土別からの連絡管がつながるまでは、今のところは大丈夫かなという実は感触を得ております。今年度においても山林所有者にお願いして、またその旨お願いをしたいと考えております。

以上であります。

委員長（岡崎治夫君） そのほか御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（岡崎治夫君） お諮りいたします。本案については原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（岡崎治夫君） 御異議なしと認めます。

よって、認定第9号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第10号 平成21年度土別市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について審査願います。

歳入歳出一括して御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（岡崎治夫君） お諮りいたします。本案については原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（岡崎治夫君） 御異議なしと認めます。

よって、認定第10号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第11号 平成21年度土別市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について審査願います。

歳入歳出一括して御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（岡崎治夫君） お諮りいたします。本案については原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（岡崎治夫君） 御異議なしと認めます。

よって、認定第11号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第12号 平成21年度土別市工業用水道事業特別会計歳入歳出決算認定について審査願います。

歳入歳出一括して御質疑ございませんか。



(「なし」の声あり)

委員長(岡崎治夫君) お諮りいたします。本案については原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(岡崎治夫君) 御異議なしと認めます。

よって、認定第12号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第13号 平成21年度士別市水道事業会計決算認定について審査願います。

歳入歳出一括して御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(岡崎治夫君) お諮りいたします。本案については原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(岡崎治夫君) 御異議なしと認めます。

よって、認定第13号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第14号 平成21年度士別市病院事業会計決算認定について審査願います。

歳入歳出一括して御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(岡崎治夫君) お諮りいたします。本案については原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(岡崎治夫君) 御異議なしと認めます。

よって、認定第14号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上で付託案件の審査はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。付託案件に対する委員会の報告につきましては、委員長に一任願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(岡崎治夫君) 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

委員長(岡崎治夫君) 次に、お諮りいたします。以上をもって本委員会を終わることにいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(岡崎治夫君) 御異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会はこれをもって終わります。

御苦労さまでした。

(午後 3時07分閉議)

委員長（岡崎治夫君）（登壇）委員長退任に当たり、一言お礼のごあいさつを申し上げます。

去る9月16日の本会議におきまして、本特別委員会に付託されました平成21年度一般会計、特別会計の決算認定14件につきまして、11月10日から11月12日まで3日間にわたる総括質問と会計別款別審査を通して、皆様方の真剣で熱意ある御検討と御討論をいただき、すべての案件について認定と御決定をいただきました。委員の皆様方を初め、理事者並びに各執行機関、各関係部局職員の御協力、御高配に心から敬意と感謝を申し上げます。

さて、このたびの本特別委員会の審査では、改選されました新委員様を初め、委員各位から本市の将来の課題、健全財政の確立や住みよいまちづくりにかかわる数多くの御指摘や御質問、御意見、更には御提言をいただき、と同時に、深刻な景気低迷と地域経済の後退、雇用と労働に加え本市の基幹産業である農業を揺るがすTPP（環太平洋戦略的経済連携協定）問題が浮上、更に地域医療にかかわる市立病院の医師不足の危機など、市民の日常生活に支障を来しかねない厳しい現実もより鮮明になりました。

そんな中で、本市も新しい牧野市長のもと新市政が誕生し1年が経過し、これからというときでございますから、どうか理事者におかれましては、本委員会の論議をしっかりと受けとめられまして、次年度の予算編成及び今後の市政執行に生かしていただきますよう切にお願いを申し上げます。

最後になりましたが、報道機関の皆様方には、本委員会の審査内容や結果について、迅速かつ正確にお伝えいただきましたことに心から厚く感謝申し上げます。

以上、甚だ簡単、粗辞ではございますが、委員長退任のごあいさつといたします。

ありがとうございました。（拍手）（降壇）